

平成22年 8 月10日

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長 西岡武夫 殿

内閣総理大臣 菅 直人 殿

人事院総裁 江利川 毅

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、給与の改定について別紙第2のとおり勧告する。あわせて、別紙第3のとおり、公務員の労働基本権問題について基本的な論点整理を行うとともに、公務員人事管理の諸課題について報告する。

目 次

別紙第1 職員の給与等に関する報告	1
報告の概要	1
(民間給与との較差に基づく給与改定)	1
(給与構造改革)	2
(高齢期の雇用問題)	3
第1 職員の給与等	4
1 給与勧告の基本的考え方	4
2 民間給与との較差に基づく給与改定	7
3 給与構造改革の進捗状況等	19
4 給与勧告実施の要請	23
第2 公務員の高齢期の雇用問題	27
1 高齢期雇用をめぐる社会の動き	27
2 公務における高齢期雇用の基本的な方向	27
3 定年延長に向けた制度見直しの骨格と今後の課題	29
4 60歳定年まで勤務できる環境の整備	30
別記 定年延長に向けた制度見直しの骨格	32
別紙第2 勧告	37
別紙第3 公務員人事管理に関する報告	1
第1 公務員の労働基本権問題の議論に向けて	1
1 公務における労働基本権問題の基本的枠組みと特徴	3
2 自律的労使関係制度の在り方	5
3 自律的労使関係制度の在り方を議論する際の論点	8
4 検討の進め方	11
第2 基本法に定める課題についての取組	12
1 採用試験の基本的な見直し	12
2 時代の要請に応じた公務員の育成	13

3	官民人事交流等の推進	14
4	女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針の見直し等	15
第3	その他の課題についての取組	16
1	非常勤職員制度の改善	16
2	超過勤務の縮減	17
3	適切な健康管理及び円滑な職場復帰の促進	18

別紙第1

職員の給与等に関する報告

報告の概要

(民間給与との較差に基づく給与改定)

我が国の経済情勢は、一昨年秋の世界的な金融危機を契機に大幅に悪化した。輸出の改善や経済対策の効果によって昨年夏以降持ち直してきている。しかしながら、民間の雇用・賃金情勢は、本年も厳しい状況が続いている。

国家公務員については、労働基本権が制約されていることの代償措置として、人事院の給与勧告制度が設けられている。この勧告は、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、毎年、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に行ってきた。

公務員給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成11年に年間給与が減少に転じて以降、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少（平成11年～平成15年、平成17年及び平成21年）又は据置き（平成16年、平成18年及び平成20年）が続いている。年間給与が減少に転じる前の平成10年と平成21年について、40歳の国家公務員のモデル例（配偶者・子2人）と比較してみると、その年間給与は、本府省勤務の係長で約12.8%、地方機関（地域手当非支給地）勤務の係長で約17.5%それぞれ減少している。

本年においても、民間における給与の実態を精確に把握するため、例年同様の方法により、民間の本年4月分の給与及び昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給を詳細に調査した。その結果を基に公務員給与と

の精密な比較を行ったところ、月例給について、公務が民間を上回っていた。また、特別給についても、公務の年間支給月数が民間の年間支給割合を上回っていた。

そこで、このような公務員給与と民間給与との比較の結果を踏まえ、月例給について、公務と民間との間の較差（△0.19%）を解消するため、これに見合うよう月例給の引下げ改定を行うことが適切であると判断した。

月例給の引下げに当たっては、50歳台では公務の給与水準が民間を上回っており、特に50歳台後半層の官民の給与差が拡大している傾向にあることを踏まえ、当面の措置として、本年の民間給与との較差を解消するための措置を通じて、50歳台後半層の給与水準の是正を図ることとした。具体的には、50歳台後半層の一定の職員の俸給及び俸給の特別調整額（民間の管理職手当に相当）について一定率を乗じた額を減ずる方策を講ずることとした。また、公務員給与が民間を下回っている30歳台にまで影響を及ぼさないよう40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引下げ改定を併せて行うこととした。

特別給については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を0.2月分引き下げることとし、本年度については、12月期の特別給から差し引くこととした。

これにより、年間給与は、平均9万4千円程度減少することとなる。

（給与構造改革）

平成18年度から5年間で、平均4.8%の俸給表の水準引下げを段階的に実施する一方、この俸給表水準の引下げ分及び期間中の昇給抑制分を原資として、配分の見直しを行う給与構造改革を進めており、これまで着実に実施してきている。本年度においては、段階的实施のために低く設定されていた地

域手当の支給割合が本来の支給割合となること等により、当初予定していた制度の見直しや新設がすべて実施されることとなる。

現時点における給与構造改革の効果の検証の一環として、地域間給与配分の見直しに関して、昨年引き続き、本年4月時点における地域別の公務と民間との給与較差を算出した。その結果によれば、公務員給与が民間給与を上回っている地域の中で、その較差が最も大きい地域の較差と全国の較差との率の差は約2.0ポイントとなっており、昨年よりも0.6ポイント程度、給与構造改革前（約4.8ポイント）と比べると2.8ポイント程度それぞれ減少している等、地域別の較差の差は相当程度縮小している。

（高齢期の雇用問題）

国家公務員制度改革基本法では、雇用と年金の接続の重要性に留意して、定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討することとされている。本院としては、来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であると考えます。

定年延長を行う上では、継続雇用を中心とした60歳台前半の民間企業従業員の所得水準を踏まえつつ、職員の職務と責任を考慮して、60歳台前半の職員の給与水準を設定する。あわせて、管理職に対する役職定年制の導入や人事交流など、組織活力の確保のための人材活用方策等に取り組むとともに、短時間勤務の活用や定年前の自発的な早期退職を支援することで、多様な働き方を選択できるようにすることが適当である。

こうした考え方の下、今般、本院がこれまで検討を進めてきた定年延長に

向けた制度見直しの骨格を別記に示した。本院としては、この骨格に基づき関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出を行うこととしたい。

第1 職員の給与等

1 給与勧告の基本的考え方

(1) 給与勧告の意義と役割

給与勧告は、国家公務員に労働基本権が制約されていることの代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、従来より、給与水準の改定のみならず、給与制度の見直しについてもその対象として行っている。

公務員給与については、納税者である国民の理解を得る必要があることから、本院が労使当事者以外の第三者の立場に立ち、民間給与との精確な比較を基に給与勧告を行うことにより、適正な公務員給与が確保されている。勧告が実施され、適正な処遇を確保することは、公務における人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

(2) 民間準拠の考え方

本院は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている。このことは、民間の給与水準が上がる場合だけでなく、厳しい情勢の下で民間の給与水準が下がる場合も同様であり、その時々民間給与の情勢を公務員給与に反映させる

仕組みとなっている。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その給与は、民間企業と異なり、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く国民の理解を得られる方法であると考えられることによる。

民間給与との比較においては、公務と民間企業とでは、職種をはじめ、役職段階、勤務地域、年齢などについての人員構成が異なることから、単純な給与の平均値によるのではなく、公務と民間の同職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。また、比較に当たっては、民間企業従業員の給与をできる限り広く把握し、公務員の給与に反映させることとしており、比較対象企業規模については、平成18年からそれまで100人以上であったものを50人以上に範囲を拡大した。

なお、民間給与との精密な比較により公務員給与の全体水準を定めた後に、俸給や諸手当に配分することにより給与改定の具体的な内容が定められることになるが、その具体的な給与配分については、民間の状況を踏まえるとともに、公務部内の任用や勤務の実態等を考慮しつつ、人事当局、職員団体等とも意見交換しながら決定してきている。

(3) 公務員給与を取り巻く諸情勢

ア 最近の賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、

パートタイム労働者を除く一般労働者の所定内給与及び所定外給与は、昨年4月はそれぞれ一昨年4月に比べ1.2%及び20.6%減少したが、本年4月はそれぞれ昨年4月に比べ0.5%及び16.9%増加している。

本年4月の消費者物価指数（総務省、全国）は、昨年4月に比べ1.2%下落しており、本年4月の勤労者世帯の消費支出（同省「家計調査」、全国）は、昨年4月に比べ名目3.5%の減少、実質2.1%の減少となっている。

本院が、「全国消費実態調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における全国の1人世帯の標準生計費は123,360円、家計調査を基礎に算定した同月における全国の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費はそれぞれ191,130円、210,360円及び229,600円となっている。

「労働力調査」（総務省）によると、完全失業率は、昨年4月は5.0%（季節調整値）であったが、本年4月は5.1%（季節調整値）となっている。また、本年1月～3月期の従業員数は、前期（平成21年10月～12月期）に比べ、非正規従業員は52万人の減少（△3.0%）となっている一方、正規従業員は20万人の増加（0.6%）となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）によると、本年4月の有効求人倍率は昨年4月と同じ0.48倍（季節調整値）、本年4月の新規求人倍率は昨年4月から0.09ポイント上昇して0.88倍（季節調整値）となっている。

（参考資料 4 生計費関係 参照）

（参考資料 5 労働経済関係 参照）

イ 有識者等の意見

本院は、公務員給与の改定を検討するに当たって、例年同様、東京を含む全国45都市において有識者との懇話会や中小企業経営者等との意見交換を行ったほか、本院が委嘱している「国家公務員に関するモニター」（全国から募集した500人）等により、広く国民の意見の聴取に努めた。

各界との意見交換においては、平成18年4月から実施している給与構造改革及び同年に実施した民間給与との比較方法の見直しについて、全体としておおむね妥当であるとの意見が多かった。その上で、勤務実績の給与への反映について、その前提となる評価において納得性、公正性等が担保されることが重要であるといった意見があった。

また、高齢期の雇用に関し、65歳まで働き続けられる制度の構築は不可欠との意見が多く、その際、就労意欲が保たれ多様な働き方が可能となる措置が必要との意見や、総給与費の増大や若年層の採用の減少を回避することが必要との意見があった。

2 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 公務員給与と民間給与の実態

ア 公務員給与の状況

本院は、「平成22年国家公務員給与等実態調査」を実施し、一般職の職員の給与に関する法律（給与法）が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。

民間給与との比較は行政職俸給表（一）の適用者（144,513人、平均年齢41.9歳）について行っているが、調査結果によれば、同表適用者の本年4月における平均給与月額（所定外給与である超過勤務手当等及び実

費弁償的な性格の強い通勤手当等を除く、俸給、扶養手当、俸給の特別調整額、地域手当、住居手当等の給与（比較給与）の平均月額）は395,666円となっており、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体（260,581人、平均年齢42.2歳）では408,496円となっている。

行政職俸給表(一)の適用者については、昨年4月と比較して、平均年齢が0.4歳上昇し、平均給与月額が約3,900円増加している。このように、平均年齢が上昇して平均給与月額が上がっている背景には、計画的な定員削減や本年1月の社会保険庁の廃止等により、行政職俸給表(一)適用者数が全体で昨年より約13,000人減少する中で、在職期間の長期化に伴って高齢層での退職者が減少していることにより後補充としての若手職員の採用が減少し、給与月額の低い若年層の職員数が大きく減少していること、50歳台後半層の職員について給与水準の高い6級以上の在職比率が高まっていることがあると考えられる。

(参考資料 1 公務員給与関係 参照)

イ 民間給与の状況

(7) 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約51,000（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約11,100の事業所を対象に、「平成22年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約40万人及び研究員、医師等56職種の約6万人について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額を实地に詳細

に調査した。また、昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給について調査したほか、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、89.7%（企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所を除くと90.2%）と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

(イ) 調査の実施結果等

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な調査結果は次のとおりである。

a 本年の給与改定の状況

（初任給の状況）

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で35.7%（昨年40.3%）、高校卒で12.7%（同18.9%）となっている。そのうち大学卒で88.5%（同83.7%）、高校卒で90.6%（同82.8%）の事業所で初任給は据置きとなっており、昨年大幅に増加した初任給据置きの事業所の割合が更に増加している。

（給与改定の状況）

別表第1に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は15.8%（昨年14.3%）となっており、昨年に比べてやや増加している。他

方、ベースダウンを実施した事業所の割合は1.1%（同1.5%）とわずかに減少している。

また、別表第2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は75.0%となっており、昨年（70.3%）に比べて増加している。昇給額については、昨年（70.3%）に比べて増加している事業所の割合が23.1%と昨年（17.4%）に比べて増加しているのに対し、減額となっている事業所の割合は10.2%と昨年（17.6%）に比べて減少している。

b 雇用調整の実施状況

別表第3に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、本年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は39.0%となっており、景気の急速な悪化に伴い雇用調整を実施した事業所が大幅に増加した昨年（50.2%）と比べると減少しているものの、依然として高い水準となっている。民間事業所における雇用調整の措置内容を多い順にみると、採用の停止・抑制（24.3%）、残業の規制（14.4%）、一時帰休・休業（9.4%）となっている。

（参考資料 2 民間給与関係 参照）

(2) 民間給与との比較

ア 月例給

本院は、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている行政職俸給表(一)、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認

められる職種（事務・技術関係職種）の者について、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあっては比較給与の月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、別表第4に示すとおり、公務員給与が民間給与を757円（0.19%）上回っていた。

イ 特別給

本院は、「職種別民間給与実態調査」により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに公務員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、下半期（昨年8月から本年1月まで）においては前年に比べ大幅に減少（事務・技術等従業員の場合、対前年同期比0.23月分減）し、上半期（本年2月から7月まで）においてはわずかに増加（事務・技術等従業員の場合、対前年同期比0.04月分増）した結果、別表第5に示すとおり、年間で所定内給与月額の3.97月分に相当しており、公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.15月）が民間事業所の特別給を0.18月分上回っていた。

(3) 本年の給与等の改定

ア 改定の基本方針

前記のとおり、本年4月時点で、公務員の月例給与が民間給与を757円（0.19%）上回っていることが判明した。これは、民間企業においては、本年も厳しい経営環境の下で、春季賃金改定期において、多くの企業では定期昇給のみにとどまったことに加え、公務においては、定員削減や在職期間の長期化等の影響により、民間よりも給与水準が上回っている高齢層の職員の割合が増加していることなどによるものと考えられる。

本年においては、民間給与が公務員給与を下回ることとなったため、本院としては、これに見合うよう月例給の引下げ改定を行うことが適切であると判断した。

官民の給与水準は全体で均衡させているところであるが、年齢別にみると、30歳台までは民間の給与水準が公務を上回っているのに対し、50歳台では公務が民間を上回っている。特に50歳台後半層の平均給与額をみると、公務では50歳台前半層よりも高くなっているのに対し、近年民間では50歳台前半層よりも低くなっており、官民の給与差は拡大している傾向にある。公務において50歳台後半層の給与水準が上昇しているのは、多くの地方機関において50歳台後半に管理職に昇任し、給与上も昇格する昇進パターンが一般的であることに加え、近年、在職期間長期化のため、この年齢層において、上位級在職者の割合が高くなっていることが影響している。一方、個々の民間企業では一定年齢以降において給与を引き下げる仕組みを有しているところは多くないものの、50歳台後半層の民間の月例給は、他企業への出向・転籍なども背景に、全体としてみると50歳台前半層に比べその水準が低下している。

このような官民の給与差の状況は、公務部内の昇進管理の実態等を考慮してもなお、公務員給与の在り方として適当でなく、早急に一定の対応を行うことが適当と考えられる。そこで、当面の措置として、本年の民間給与との較差を解消するための措置を通じて、特に給与差の大きい50歳台後半層の給与水準の是正を図る必要があると判断した。

その具体策については、第2で述べる定年延長の実施に当たって50歳台後半層の給与制度を見直すことが考えられることから、当面、50歳台後半層の職員の俸給及び俸給の特別調整額について一定率を乗じた額を減ずる方策を講ずることが適当である。この措置によると、従来と全く同様の業務を担当していても特定年齢到達により支給される俸給月額が一定割合下がることとなるが、俸給は同一級の中で一定の幅をもって水準が設定されていること、俸給表は生計費も考慮して定めるものとされており、生計費の減少が認められる50歳台後半層の職員について民間の状況を踏まえて給与を引き下げることは合理的理由があることなどから、今回の措置も現行の職務給の考え方と整合するものである。

なお、人材確保上の観点から給与水準の引下げが適当でない医療職俸給表(一)適用職員、官職に応じて俸給月額が決定される指定職俸給表適用職員、既に定年後の給与水準として給与決定されている再任用職員、高度の専門的な知識経験を一定期間公務において活用すること等を目的に採用された任期付研究員及び特定任期付職員については、この方策は適用しない。また、50歳台後半層における民間の給与水準や本年の民間給与との較差等を考慮して、行政職俸給表(一)5級以下の職員についても本年この方策は適用しない。

また、月例給については、50歳台後半層の給与抑制措置に併せて40歳

台以上を念頭に置いた俸給表の引下げ改定を行うこととする。

特別給については、「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、昨年8月から本年7月までの1年間の民間の特別給の支給割合に見合うよう、0.2月分引き下げる必要があると判断し、これを12月期の特別給から差し引くこととした。

以上のように、本年は月例給及び特別給について引下げ改定を行うこととした。

イ 改定すべき事項

(7) 50歳台後半層の職員の給与の抑制措置

55歳を超える職員（行政職俸給表(一)5級及びこれに相当する職務の級以下の職員、医療職俸給表(一)適用職員、指定職俸給表適用職員、再任用職員、任期付研究員並びに特定任期付職員を除く。）に対する俸給月額を支給に当たっては、当分の間、その者が55歳に達した年度の翌年度から、当該職員の俸給月額に本年の官民較差を考慮して定めた100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を当該俸給月額から減ずることとする。ただし、これによると支給する俸給月額が当該職員の属する職務の級の最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、当該最低の号俸の俸給月額まで減ずることとする。

この措置の適用を受ける職員に支給する専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、期末手当、勤勉手当、休職者の給与等について、俸給月額の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。また、俸給の特別調整額についても、同様とする。

(イ) 俸給表

(行政職俸給表(一))

民間との給与比較を行っている行政職俸給表(一)について、(ア)の措置による解消分を除いた残りの公務と民間の給与差と同程度の平均0.1%の引下げ改定を行うこととする。改定に当たっては、民間の給与水準を下回っている30歳台までは据え置くこととし、40歳台の職員が受ける号俸以上の号俸を対象として引き下げるものとする。

なお、再任用職員の俸給月額についても、再任用職員以外の職員の俸給月額の改定に準じた改定を行う。

(行政職俸給表(一)以外の俸給表)

行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を考慮して、俸給月額の引下げ改定を行うものとする。ただし、医療職俸給表(一)については、国の医療施設に勤務する医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わないこととする。また、任期付研究員俸給表(若手育成型)についても、若手研究者を対象とした俸給表であることから、引下げ改定は行わないこととする。

指定職俸給表については、参考としている民間企業の役員報酬を下回っているが、一般の職員について月例給の引下げ改定が行われていること等の事情を勘案し、俸給月額について公務と民間の給与較差率と同程度(0.2%)の引下げ改定を行う。

(参考資料 3 役員報酬関係 参照)

(ウ) 経過措置額の取扱い

俸給月額について、(ア)の措置及び(イ)の改定が行われることを踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）附則第11条の規定による俸給（経過措置額）についても、医療職俸給表(一)適用職員及び任期付研究員（若手育成型）を除き、引き下げることにする。引下げ後の経過措置額の算定の基礎となる額は、平成18年3月31日において受けていた俸給月額に、その者に係る昨年の経過措置額の引下げ率及び本年の行政職俸給表(一)の最大の号俸別改定率（△0.17%）を考慮して定めた率を乗じて得た額とする。さらに、(ア)の措置の対象職員にあつては、これにより算定される経過措置額から、当該経過措置額に(ア)の措置の割合（100分の1.5）を乗じて得た額に相当する額を減じた額をその者の経過措置額とする。

(イ) 俸給月額及び経過措置額の改定に伴う所要原資

(ア)から(ウ)までの措置により、行政職俸給表(一)の俸給月額の支給額及び経過措置額の合計（本年4月現在平均325,260円）は、平均637円（0.20%）の減となり、俸給の特別調整額の支給月額（本年4月現在平均11,685円）は、平均51円（0.44%）の減となる。このほか、(ア)の措置等により、地域手当等の諸手当の額が減少することにより、平均で69円の減となる。

(オ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年

間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.2月分引き下げ、3.95月分とすることとする。本年度については、12月期の期末手当・勤勉手当から差し引くこととし、平成23年度以降においては、民間の特別給の支給状況等を参考に、6月期及び12月期における期末手当・勤勉手当の支給月数を定めることとする。

また、指定職俸給表適用職員及び再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様とする。

(カ) 超過勤務手当

超過勤務手当については、本年4月1日施行の給与法改正において、労働基準法の取扱いを踏まえ、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を引き上げたところであるが、日曜日又はこれに相当する日の勤務の取扱いについては、民間企業の実態を踏まえて必要な見直しを行うこととしたところである。本年の調査結果によれば、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を引き上げた企業のうち、法定休日の労働時間を月60時間の積算の基礎に含めるとしている事業所の従業員割合は、60.1%となっている。このような民間の実態を踏まえ、公務においても、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施することとする。

なお、民間においては、本年4月1日から、月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率について、2割5分を超える率とするよう努めなければならないこととされたところであるが、本年4

月の民間の状況をみると、公務において超過勤務手当の支給割合を引き上げる状況にはない。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

(キ) その他

委員、顧問、参与等の手当について、指定職俸給表の改定状況等を踏まえ、支給限度額に関する所要の改定を行う。

ウ 改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、公務員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための法律の規定は、公務と民間の給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講ずることとした上で、遡及することなく施行日からの適用とする。なお、減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

公務と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で公務と民間の均衡を図る観点からの所要の調整を行うことが情勢適応の原則にもかなうものである。

この年間調整については、施行後速やかに行われる必要があるが、月例給は月々の生活に充てられるものであることからすれば、特別給としての期末手当で行うことがより適切と考えられる。そこで、本年12月期

の期末手当の額において、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの間の較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずることとする。この場合において、若年層等の引下げ改定を行わない俸給月額を受ける職員（経過措置額を受ける職員を除く。）については較差相当分に係る調整を行うことは適当ではないため、本年の調整は、昨年と同様の考え方にに基づき、全職員に係る民間給与との比較に基づいて算出される較差率（本年の場合、 $\Delta 0.19\%$ ）に代えて、引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職俸給表(一)適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率（調整率）によって行うことが適当である。

具体的な調整方法としては、引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率（ $\Delta 0.28\%$ ）を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された特別給に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとする。

また、行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、引下げ改定が行われない医療職俸給表(一)及び任期付研究員俸給表（若手育成型）を除き、行政職俸給表(一)と同様の調整を行う。

3 給与構造改革の進捗状況等

(1) 給与構造改革の進捗状況

国家公務員給与については、平成17年の勧告時の報告において給与構造改革の全体像を示し、平成18年度から平成22年度までの5年間で段階的に

実施してきたところである。この給与構造改革においては、地域の民間賃金をより適切に反映させるための地域間給与配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた俸給構造への転換、勤務実績の給与への反映の推進などの実現のため、俸給制度、諸手当制度全般にわたる改革を進めてきたところであるが、本年度、段階的实施のために低く設定されていた地域手当の支給割合及び本府省業務調整手当の支給額が本来の支給割合及び支給額となり、これをもって当初予定していた施策の導入・実施はすべて終了することとなる。

勤務実績の給与への反映については、昨年4月の新たな人事評価制度の導入に併せて、人事評価の結果を昇給における昇給区分の決定や勤勉手当における成績率及び成績区分の決定等に活用するための基準を整備したところである。昇給及び勤勉手当における勤務実績の反映措置等について、昨年度における各府省の実施状況をみると、昇給における上位の昇給区分並びに勤勉手当における「特に優秀」及び「優秀」の成績区分に決定された者の割合は、勤務成績の給与への一層の反映のために人事院があらかじめ設定した人員分布率にほぼ合致していると認められるなど、制度の趣旨に沿った運用がなされている。

(2) 地域別の民間給与との較差の状況

給与構造改革における地域間給与配分の見直しについて、平成17年の勧告時の報告において地域別の民間給与との較差を示した地域ブロック（6ブロック）を単位として、各地域別の較差を算出すると、別表第6のとおりとなっている。

本年において、地域別にみて、公務員給与が民間給与を上回っている地

域の中で、その較差が最も大きい地域である北海道・東北地域の較差と全国の較差との率の差を算出してみると、約2.0ポイントとなっており、昨年よりも0.6ポイント程度、給与構造改革前（平成15年～平成17年の3年平均値）の約4.8ポイントと比べると2.8ポイント程度それぞれ減少し、地域別の較差の差は相当程度縮小している。

地域別較差の算定基礎となる地域の国家公務員の平均給与月額には、給与構造改革による俸給引下げに伴う経過措置額が含まれているが、これは今後解消していくものである。また、地域の国家公務員の平均給与月額には、同一地域に引き続き勤務する国家公務員には支給されない地域手当の異動保障（全国に官署が置かれている国の行政機関の特性を踏まえ、円滑な人事異動及び適切な人材配置を確保するために設けられている制度）等の額が反映されていることも考慮すれば、地域の民間賃金を反映させるための地域ブロック間の給与配分の見直しについては、これまでのところ、着実に成果を挙げてきているものと考えられる。

地域間給与配分の見直しについては、今後の公務における経過措置額の状況や地域手当の異動保障の支給状況及び各地域の民間賃金の動向等を踏まえつつ、また、民間給与については調査対象企業の入替えによる変動要素があることから、安定的なデータを得るためには複数年の傾向をみていく必要があることを念頭に置いて、最終的な検証を行う必要がある。

(3) 給与構造改革期間終了後の取組

ア 昇給抑制の回復措置の実施

今回の給与構造改革では、俸給表水準の平均約4.8%（最大約7%）の引下げを行う一方、個々の職員の俸給引下げは、経過措置を設けて段

階的に行うこととしたため、必要な制度改正原資を確保することを目的として平成18年度から平成21年度までの4年間にわたり全職員の昇給を毎年1号俸抑制してきている。本年度をもって当初予定していた施策の導入・実施は終了することから、平成23年4月にかけて経過措置が段階的に解消されることに伴って生ずる制度改正原資については、民間よりも給与水準が下回っている傾向のみられる若年・中堅層を中心に、これまで抑制されてきた昇給の回復に充てることとする。具体的には、平成23年4月1日において、43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日に昇給抑制を受けた者（復職時調整等において昇給抑制を受けた者を含む。）の号俸を平成23年4月1日に1号俸上位に調整することとする。

イ 高齢層給与の見直し

高齢層の給与水準については、2の(3)で述べたとおり、特に50歳台後半層における官民の給与差を早急に是正するため、本年の民間給与との較差を解消するための措置として俸給及び俸給の特別調整額について一定率を乗じた額を減ずる方策を講ずることとした。50歳台後半層の職員の給与については、公務と民間は昇進・退職の実態や再就職の在り方が異なっており、機械的な比較にはなじまないが、マクロ的水準としての民間の動向を踏まえながら、適切な均衡が図られるよう、定年延長の検討の中であるべき給与制度についても検討することとしたい。さらに、第2で述べるとおり、今後の高齢期の雇用問題に関連して、60歳台前半の給与についても、民間の給与の状況等を踏まえ、職務と責任を考慮しつつ、具体的な給与水準及び給与体系を設計することとする。

ウ その他の取組

勤務実績の給与への反映については、各府省において制度の趣旨に沿った運用がなされているが、評価結果の活用状況等を引き続き把握し、必要に応じて基準の見直しを行うなど、今後も各府省において適切な運用が確保されるよう努めていくこととする。

4 給与勧告実施の要請

人事院の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせるものとして、国民の理解と支持を得て、公務員給与の決定方式として定着している。

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、個々の職員が高い士気をもって困難な仕事に立ち向かうことが強く求められている。

民間準拠により公務員給与を決定する仕組みを通じて、職務に精励している公務員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

国会及び内閣におかれては、このような人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(平成22年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	15.8	20.0	1.1	63.1
課長級	14.1	17.4	1.1	67.4

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(平成22年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇 給停止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
係員	83.3	75.0	23.1	10.2	41.7	8.3	16.7
課長級	72.6	64.2	19.5	8.8	35.9	8.4	27.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 民間における雇用調整の実施状況

(平成22年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

項目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	24.3
転籍出向	3.8
希望退職者の募集	2.6
正社員の解雇	1.8
部門の整理閉鎖・部門間の配転	6.3
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.1
残業の規制	14.4
一時帰休・休業	9.4
ワークシェアリング	1.1
賃金カット	8.5
計	39.0

(注) 1 平成22年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

別表第4 公務員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	公務員給与 ②	較 差 ①-② (円) $\left[\frac{①-②}{②} \times 100 \right] (\%)$
394,909円	395,666円	△757円 (△0.19%)

(注) 民間、公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第5 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	378,904	276,180
	上半期 (A ₂)	382,028	278,017
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	751,248	470,516
	上半期 (B ₂)	763,119	468,071
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1} \right)$	1.98 月分	1.70 月分
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2} \right)$	2.00 月分	1.68 月分
年 間 の 平 均		3.97月分	

(注) 1 下半期とは平成21年8月から平成22年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 公務員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.15月である。

別表第6 地域別の民間給与との較差（平成22年）

地 域	民間給与 ①	公務員給与 ②	民間給与との較差 $\left[\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100 \right] (\%)$
全 国	394,909円	395,666円	△ 0.19%
北海道・東北	372,439円	380,804円	△ 2.20%
関東甲信越	410,532円	409,453円	0.26%
東京都	428,877円	424,312円	1.08%
中 部	384,136円	384,365円	△ 0.06%
近 畿	392,064円	387,033円	1.30%
中国・四国	382,031円	383,681円	△ 0.43%
九州・沖縄	381,096円	386,799円	△ 1.47%

（注）各地域に含まれる都道府県は、次のとおりである。

「北海道・東北」…北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

「関東甲信越」…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

「中部」…富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

「近畿」…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

「中国・四国」…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

「九州・沖縄」…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第2 公務員の高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

1 高齢期雇用をめぐる社会の動き

公的年金の支給開始年齢が60歳から65歳へと段階的に引き上げられることに伴い、官民ともに平成25年度以降、60歳で定年退職となる場合には公的年金が支給されず無収入となる期間が生じる。本格的な高齢社会を迎える中で、高齢者の雇用を推進しその能力等を十分活用していくことが社会全体の課題となっており、公務においても能率的な行政運営を確保しながらこの問題に取り組んでいく必要がある。

既に民間企業に関しては、65歳までの雇用確保措置が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律によって義務付けられており、また、雇用が確保できない場合には、同法によって再就職を希望する者に対し求人の開拓などの再就職のための援助措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。さらに、雇用保険制度において、60歳時点よりも60歳以降の賃金が一定程度以上低下した場合には高年齢雇用継続基本給付金が被保険者である従業員に対して支給されるなど、民間労働法制の下では様々な高齢者雇用施策が展開されている。

2 公務における高齢期雇用の基本的な方向

民間企業における65歳までの雇用確保措置については、現時点においては定年延長は少なく、再雇用等の継続雇用制度によって対応している企業が大多数となっている。その運用の状況をみると、60歳定年到達者の多くが実際に継続雇用され、また、その働き方は、非管理職層を中心に定年までの知識経験をそのままいかすことが可能な定年前と同様の職務にフルタイムで従事

する形が多くなっている。それらの者の給与水準は、その雇用形態を反映し、60歳前に比較して相当程度低くなっている。

このように民間企業において、定年延長ではなく継続雇用制度による対応が中心となっている背景事情には、60歳台前半の雇用を確保するに当たり、総給与費の抑制や組織活力の維持を図る必要性があることが挙げられる。一方で、民間企業の中にも、60歳で雇用には断絶を設けずに従業員の知識経験を積極的に活用しながら定年延長を行っている企業もみられる。

公務についても、65歳までの雇用確保措置が必要であり、具体的には、希望者全員の再任用（民間企業の再雇用に相当）か定年延長によって対応することが必要となる。この点については、国家公務員制度改革基本法により、雇用と年金の接続の重要性に留意して、定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討することとされている。本院としては、同法の趣旨を踏まえるとともに、各府省による再就職のあっせんが禁止され再就職によることなく公務内で能力を発揮させることができる人事管理への転換が求められていることも考慮すると、来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくためには、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、定年を段階的に65歳まで延長することが適当であると考える。

公務において定年延長を行うに当たっては、定められた定員の中で高齢期の職員にも能力を十分発揮して質の高い行政の展開を担ってもらう必要があり、その働きにふさわしい給与処遇を図ることが基本となる。60歳台前半の給与について、民間企業では、主として継続雇用が行われているため、その給与を公務の定年延長後の給与と直接比較し難い面があるが、国民の理解を得て公務の定年延長を行うためには、雇用形態の違いがあるにせよ、60歳台

前半の民間の給与を参考にすることが適当である。このため、公務における60歳台前半の職員の給与水準については、60歳台前半の民間企業従業員の所得水準を踏まえつつ、職員の職務と責任を考慮して設定する。あわせて、管理職に対する役職定年制の導入や人事交流の拡充など、組織活力の確保のための人材活用方策等に取り組むとともに、短時間勤務の活用や職員自身のキャリアプランに基づき定年前に早期に退職することを支援することによって、単に65歳まで一律的に雇用が延長されるのではなく、多様な働き方を選択できるようにすることが適当である。

なお、定年延長は、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げながら平成37年度に完成するものであり、それまでの間は、例えば平成27年度までは61歳が定年となり、62歳から65歳までの間の雇用は現行の再任用制度を活用するというように、定年の段階的引上げと再任用制度とを組み合わせることによって、65歳までの雇用機会を提供する仕組みとなる。

こうした枠組みを通じて公務において60歳台前半の雇用を提供するに当たっては、若年層を含め採用試験の別や年次を重視したこれまでの人事管理手法を改め、能力や適性に応じた柔軟な人事管理に移行する必要がある。近く実施される予定の採用試験の基本的な見直しや人事評価制度の適切な実施を通じて、能力・実績主義の徹底を図りながら、60歳以降の働き方を含めて採用から退職に至る公務員人事管理全体を見直していくことが不可欠と考える。

3 定年延長に向けた制度見直しの骨格と今後の課題

2に述べた考え方の下、本院が昨年夏以降、関係者の意見を幅広く聴取しつつ検討を進めてきた定年延長に向けた制度見直しの骨格は別記のとおりで

ある。

また、別記に示した事項のほか、スタッフ職が政策立案に必要な役割を適切に果たし得る行政事務の執行体制の見直し、主体的なキャリアプランに基づく早期退職を支援する退職給付上の対応、職員の年齢構成のゆがみを緩和するための定員上の経過的な取扱い等について、関係制度官庁が協力しながら政府全体として検討していく必要がある。

本院としては、今回示した制度見直しの骨格に基づき、今後とも関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出を行うこととしたい。

なお、公務における高齢期雇用のための諸制度や人事管理については、段階的な定年延長が開始された後も、60歳では公的年金が支給されなくなる平成25年度以降の民間企業における高齢期雇用や給与の動向等を踏まえ、その見直しを検討していく必要がある。

4 60歳定年まで勤務できる環境の整備

一方、現行の60歳定年までの公務員の人事管理に関しては、国家公務員法が改正され各府省による再就職のあっせんが禁止されたことにより、幹部職員を中心にこれまで行われてきた定年前に公務外に転出することを前提とした人事管理を抜本的に改め、個々の職員の能力をいかして公務内で定年まで勤務することを前提とした人事管理に転換していくことが求められている。そうした人事管理を行うための環境整備に関する政府の方針として、本年6月には「退職管理基本方針」が定められ、専門スタッフ職の整備、人事交流機会の拡充、希望退職制度の導入等の課題が掲げられている。

職員の有する能力や適性に応じて、定年までの勤務を希望する者が定年ま

で勤務できる環境を整備していくことは、定年延長のための条件整備にも資するものであり、本院としても、政府における取組状況を踏まえつつ、「退職管理基本方針」に掲げられた課題について検討を進め、可能なものから施策を具体化していくこととしている。

なお、「退職管理基本方針」において、現在の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に属する専門スタッフ職を整備することとされ、専門スタッフ職俸給表にこれに対応した級を新設することについて、本院に検討が要請されている。これについては、新たに設けられる専門スタッフ職の整備に向けての政府の取組をみながら、その官職の具体的な職務と責任の在り方や求められる知識経験、能力等を踏まえて必要な給与水準等の検討を進め、成案が得られれば、速やかに勧告することとしたい。

定年延長に向けた制度見直しの骨格

1 定年延長と60歳台の多様な働き方

(1) 定年の引上げ

公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度に60歳に達する者から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、平成37年度には65歳とする。

(2) 高齢期の働き方に関する意向を聴取する仕組み

60歳以降の働き方等について任命権者が職員の意向を聴取する仕組みを導入し、職務内容の見直しや、以下の(4)に述べる短時間勤務への移行などのほか、主体的なキャリアプランに基づき職員自らが退職を選択することを含め、働き方を見直す機会としてこれを活用する。

(3) 役職定年制

人事の新陳代謝を図り、組織の活力を維持するため、一定の範囲の管理職を対象に、一定の年齢に到達した場合に当該管理職を離れることを内容とする役職定年制を導入する。

具体的には、以下のような制度イメージをもとに、各府省において、それぞれの行政事務の執行体制や人事管理の実情等に応じ、具体的な対応について検討が進められる必要がある。

① 対象となる職員は、例えば本府省の課長（政令職）以上とする（管区機関等のこれらに相当する職員や、それ以外の管理職も適用対象とすることも考えられる。）。

② 役職定年の年齢については、対象となる職員の範囲等を踏まえ、今後

検討する。

- ③ 役職定年に達した職員は、スタッフ的な職等での勤務や以下の(5)で検討課題として掲げた派遣の仕組み等による人事交流の機会等を通じてそれまで培った専門性をいかしていく。

(4) 定年前の短時間勤務制

高齢期の働き方については、通常より短い勤務時間で勤務したいとのニーズを有する職員も認められるところであり、高齢期における健康上の理由や職員の希望する人生設計上の理由に基づく多様な働き方を可能とするため、職員が希望する場合に、定年前に短時間勤務の官職に就くことによって通常より短い勤務時間で勤務させることができるよう措置する。

(5) 人事交流の機会の拡充

「退職管理基本方針」に掲げられている公益法人や特定非営利活動法人（NPO法人）等に職員を派遣することができる仕組みについて、別紙第3に述べるように、国家公務員を公益法人等に派遣することについての意義や妥当性を整理し、高い公共性が認められる法人の選定を内閣において行うこととされており、本院としてもこれらを踏まえ検討する。

2 定年延長に伴う給与制度の見直し

民間企業においては、60歳台前半の雇用形態が継続雇用制度を中心としたものであり、そうした雇用の実情を反映して60歳台前半の給与水準は月額30万円台半ばで、60歳前に比べて3割程度低くなっている状況にある。なお、民間企業従業員の60歳以降の賃金が60歳時点の賃金の75%未満となる場合、雇用保険制度において、一定の上限額の下にその減額の程度に応じて60歳以降の賃金の一定割合に相当する額が高年齢雇用継続基本給付金として当該従

業員に支給されている。

公務においては、60歳台前半の職員についてもその職務と責任に応じた給与を支給することを基本とするが、当面、こうした民間における60歳台前半の給与等の実情を踏まえ、60歳前と同じ仕事を行っている場合であっても、その水準を相当程度引き下げることとして、具体的な給与水準及び給与体系を設計する。

総定員を増加させず、現行のポスト構成を維持したままであれば、定年を65歳まで引き上げても、このような給与の見直しによって、総給与費の増加は抑制されることとなる。

なお、60歳前の給与については、本年の勧告においても、民間水準を上回っている50歳台後半層の給与について特に1.5%減ずる方策を講ずることとしたところであるが、今回の改定後においても50歳台においては公務員給与が民間給与を上回っている状況にあり、今後、定年延長に伴う給与制度の見直しを行うことも念頭に置きつつ、特に官民の差の大きい50歳台後半層を中心とする50歳台の給与の在り方について必要な見直しを行うよう検討する。

3 その他関連する措置

(1) 加齢に伴い就労が厳しくなる職務に従事する職員の取扱い

加齢に伴い就労が厳しくなる職務に従事する職員については、短時間勤務や他の職務への配置等の人材活用方策も含め、定年延長が可能かどうか、仮に65歳までの定年延長ができない場合には、65歳より前の特例的な定年を定め、例えば、当該定年後に再任用により改めて公務内で雇用機会を提供することなどについて、まずは関係府省において具体的な対応の方向性の検討が進められる必要がある。また、65歳までの定年延長ができない職

員が残った場合に退職給付上の代替措置を講ずることについても、関係府省において検討が進められる必要がある。

(2) 原則となる定年を超える特例的な定年

職務と責任の特殊性又は欠員補充の困難性に基づく現行の60歳を超える特例定年の定めは、65歳への定年延長に伴い基本的には不要となるが、医師等について65歳を超える定年を定める必要性があるか精査する。

(3) 勤務延長

職員の定年退職により公務運営に著しい支障が生じる場合に定年退職日以降も当該職員を引き続き勤務させることができることとしている現行の勤務延長制度については、定年延長後も同様のニーズがあり得るため、これを存置する。

(4) 現行の再任用制度

現行の再任用制度は、定年の段階的引上げ期間中における定年以降65歳までの間の雇用確保措置として存置する。

(5) 能力開発等

65歳まで公務内で勤務することを見据えた能力開発の在り方、定年後の生涯設計や健康の保持増進を考える機会の充実等について検討する。

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）を改正することを勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表（医療職俸給表(一)を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

(2) 55歳を超える職員の俸給月額額の減額支給等について

ア 当分の間、55歳を超える職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、行政職俸給表(二)、海事職俸給表(二)、教育職俸給表(二)、医療職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける職員、再任用職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）に対する俸給月額額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該俸給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号俸の俸給月額に

達しない場合にあつては、当該俸給月額を当該職員の俸給月額から減じた額)を減ずること。専門スタッフ職調整手当の支給に当たっても、同様とすること。

イ アの適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、アにより減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずること。広域異動手当及び研究員調整手当の支給に当たっても、同様とすること。

ウ アの適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当及び退職者の給与の支給に当たっては、ア及びイに準ずること。

俸給表	職務の級
行政職俸給表(一)	5級
専門行政職俸給表	3級
税務職俸給表	5級
公安職俸給表(一)	6級
公安職俸給表(二)	5級
海事職俸給表(一)	5級
教育職俸給表(一)	3級
研究職俸給表	4級
医療職俸給表(二)	5級
医療職俸給表(三)	5級
福祉職俸給表	4級

(3) 平成23年4月1日における号俸の調整について

平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、指定職俸給表の適用を受ける職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した職員その他これに準ずる職員として人事院規則で定めるものの平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすること。

(4) 諸手当

ア 期末手当及び勤勉手当について

(イ) 平成22年12月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分とすること。

b 特定管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.15月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分とすること。

(イ) 平成23年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分及び1.375月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分及び1.175月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分及び0.775月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.775月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.325月分及び0.425月分とすること。

イ 委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当について

一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当の勤務1日についての通常の場合における支給額の限度を35,100円とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改

正

(1) 俸給表

現行の第1号任期付研究員に適用される俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

4 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その

者の俸給月額が、同日において受けていた俸給月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（1の(2)の適用を受ける職員にあつては、当該額から、当該額に1の(2)のイに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を俸給として支給すること。

- (1) 平成21年12月1日において現行の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号。5の(2)のイの(ア)において「平成17年改正法」という。）附則第11条第1項第1号に掲げる職員であつた者（(2)において「平成21年度減額改定対象職員」という。） 100分の99.59
- (2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員（医療職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.83
- (3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.44

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための法律の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1の(3)及び(4)のイの(イ)、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては、平成23年4月1日から実施すること。

(2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成22年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の1の(4)のアの(ア)、2の(2)のア又は3の(2)のアによる改定後の額（以下「基準額」という。）から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（当該期間に1の(2)を適用したとするならば俸給月額額の減額を受けることとなる職員及び平成17年改正法附則第11条の規定による俸給を支給される職員を除く。）、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員若しくは第2号任期付研究員からこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者（同年4月1日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあつては、その調整対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日））において調整対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額及び特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）の月額額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、調整対

象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(イ) 平成22年6月1日において調整対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表(一)	1 級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1号俸から64号俸まで
	3 級	1号俸から48号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7 級	1号俸から4号俸まで
行政職俸給表(二)	1 級	1号俸から108号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から64号俸まで
	4 級	1号俸から36号俸まで
	5 級	1号俸から20号俸まで
専門行政職俸給表	1 級	1号俸から80号俸まで
	2 級	1号俸から48号俸まで
	3 級	1号俸から32号俸まで
	4 級	1号俸から20号俸まで

	5 級	1号俸から4号俸まで
税 務 職 俸 給 表	1 級	1号俸から73号俸まで
	2 級	1号俸から65号俸まで
	3 級	1号俸から48号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7 級	1号俸から4号俸まで
公 安 職 俸 給 表 (一)	1 級	1号俸から92号俸まで
	2 級	1号俸から84号俸まで
	3 級	1号俸から72号俸まで
	4 級	1号俸から56号俸まで
	5 級	1号俸から32号俸まで
	6 級	1号俸から24号俸まで
	7 級	1号俸から16号俸まで
	8 級	1号俸から4号俸まで
公 安 職 俸 給 表 (二)	1 級	1号俸から89号俸まで
	2 級	1号俸から64号俸まで
	3 級	1号俸から48号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7 級	1号俸から4号俸まで
	1 級	1号俸から69号俸まで

海事職俸給表(一)	2 級	1号俸から69号俸まで
	3 級	1号俸から56号俸まで
	4 級	1号俸から40号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から12号俸まで
海事職俸給表(二)	1 級	1号俸から85号俸まで
	2 級	1号俸から84号俸まで
	3 級	1号俸から72号俸まで
	4 級	1号俸から60号俸まで
	5 級	1号俸から48号俸まで
	6 級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表(一)	1 級	1号俸から72号俸まで
	2 級	1号俸から52号俸まで
	3 級	1号俸から40号俸まで
	4 級	1号俸から12号俸まで
教育職俸給表(二)	1 級	1号俸から84号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から52号俸まで
研究職俸給表	1 級	1号俸から96号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から40号俸まで
	4 級	1号俸から24号俸まで
	5 級	1号俸から4号俸まで
	1 級	1号俸から85号俸まで

医療職俸給表(二)	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から56号俸まで
	4 級	1号俸から44号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から12号俸まで
医療職俸給表(三)	1 級	1号俸から96号俸まで
	2 級	1号俸から80号俸まで
	3 級	1号俸から56号俸まで
	4 級	1号俸から44号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から8号俸まで
福祉職俸給表	1 級	1号俸から92号俸まで
	2 級	1号俸から68号俸まで
	3 級	1号俸から44号俸まで
	4 級	1号俸から36号俸まで
	5 級	1号俸から16号俸まで
	6 級	1号俸から4号俸まで
専門スタッフ職俸給表	1 級	1号俸から16号俸まで

イ 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において特別職に属する国家公務員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400	

	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
再任用職員以外の職員	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700				
	80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400				
	81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900				
	82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600				
	83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300				
	84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000				
	85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500				
	86	239,700	295,700	344,500	385,700					
	87	240,400	296,100	345,000	386,300					
	88	241,100	296,500	345,500	386,900					

89	241,900	296,800	345,900	387,600						
90	242,400	297,200	346,400	388,200						
91	242,900	297,600	346,900	388,800						
92	243,400	298,000	347,400	389,400						
93	243,700	298,200	347,700	390,100						
94		298,600	348,200							
95		299,000	348,700							
96		299,400	349,200							
97		299,600	349,500							
98		300,000	350,000							
99		300,400	350,500							
100		300,800	351,000							
101		301,000	351,300							
102		301,400	351,700							
103		301,800	352,100							
104		302,200	352,500							
105		302,400	353,000							
106		302,800	353,400							
107		303,200	353,800							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200	355,100							
111		304,600	355,500							
112		305,000	355,900							
113		305,200	356,400							
114		305,600								
115		306,000								
116		306,400								
117		306,600								
118		306,900								
119		307,200								
120		307,500								
121		307,900								
122		308,200								
123		308,500								
124		308,800								
125		309,200								
再任用職員	186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

ロ 行政職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,200
	37	165,800	218,800	247,200	289,000	336,500
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,800
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	339,100
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	340,400
	41	172,500	223,800	252,600	292,700	341,600
	42	173,900	225,000	253,900	293,700	342,800
	43	175,300	226,200	255,200	294,700	344,000
	44	176,700	227,400	256,500	295,700	345,200

	45	178,200	228,600	257,600	296,500	346,300
	46	179,600	229,800	258,800	297,400	347,400
	47	181,000	231,000	260,000	298,300	348,500
	48	182,400	232,200	261,200	299,200	349,600
	49	183,700	233,400	262,500	300,100	350,800
	50	184,900	234,600	263,700	301,000	351,800
	51	186,100	235,800	264,900	301,900	352,800
	52	187,300	237,000	266,000	302,800	353,800
	53	188,400	238,200	267,100	303,600	354,800
	54	189,500	239,200	268,300	304,400	355,700
	55	190,600	240,200	269,500	305,200	356,600
	56	191,700	241,200	270,700	306,000	357,500
	57	192,800	242,300	271,700	306,800	358,400
	58	193,900	243,300	272,800	307,600	359,300
	59	195,000	244,300	273,900	308,400	360,200
	60	196,100	245,300	275,000	309,200	361,100
	61	197,200	246,300	276,100	309,800	362,000
	62	198,100	247,200	277,200	310,500	362,900
	63	199,000	248,100	278,300	311,200	363,800
	64	199,900	249,000	279,400	311,900	364,700
	65	200,600	250,000	280,300	312,600	365,300
	66	201,400	250,800	281,100	313,200	365,900
	67	202,200	251,600	281,900	313,800	366,500
	68	203,000	252,400	282,800	314,400	367,100
	69	203,600	253,200	283,700	315,100	367,600
	70	204,200	253,800	284,500	315,600	
	71	204,700	254,400	285,300	316,100	
	72	205,300	255,000	286,100	316,600	
	73	205,900	255,300	287,000	316,900	
	74	206,600	255,700	287,800	317,400	
	75	207,300	256,200	288,600	317,900	
	76	208,100	256,700	289,400	318,400	
	77	208,500	257,300	290,200	318,700	
	78	209,200	257,800	290,800	319,100	
	79	209,900	258,300	291,400	319,500	
	80	210,600	258,800	292,000	319,900	
	81	211,300	259,200	292,500	320,400	
	82	212,000	259,500	293,100	320,800	
	83	212,700	259,800	293,700	321,200	
	84	213,400	260,100	294,300	321,600	
	85	214,100	260,500	294,800	322,000	
	86	214,800	260,900	295,400	322,400	
	87	215,500	261,300	296,000	322,800	
	88	216,200	261,700	296,600	323,200	
	89	216,800	261,900	297,000	323,500	
	90	217,400	262,300	297,500	323,900	
	91	218,000	262,700	298,000	324,300	
	92	218,600	263,100	298,500	324,700	
	93	219,100	263,500	299,000	325,000	
	94	219,600	263,900	299,500	325,400	
	95	220,100	264,300	300,000	325,800	
	96	220,600	264,700	300,500	326,200	

再任職員以外の職員

97	221,200	264,900	300,900	326,500	
98	221,700	265,200	301,400	326,900	
99	222,200	265,400	301,900	327,300	
100	222,700	265,700	302,400	327,700	
101	223,300	266,100	302,800	328,000	
102	223,900	266,300	303,200		
103	224,500	266,600	303,600		
104	225,100	266,900	304,000		
105	225,500	267,200	304,400		
106	226,000	267,500	304,800		
107	226,500	267,800	305,200		
108	227,000	268,100	305,600		
109	227,200	268,400	306,000		
110	227,600	268,700	306,400		
111	228,100	269,000	306,800		
112	228,600	269,300	307,200		
113	229,100	269,600	307,500		
114	229,600	269,900	307,900		
115	230,100	270,200	308,300		
116	230,600	270,500	308,700		
117	231,000	270,800	309,000		
118	231,400	271,100	309,400		
119	231,800	271,400	309,800		
120	232,200	271,700	310,200		
121	232,600	271,900	310,500		
122		272,200	310,900		
123		272,500	311,300		
124		272,800	311,700		
125		272,900	311,900		
126		273,200	312,300		
127		273,500	312,700		
128		273,800	313,100		
129		273,900	313,300		
130		274,200	313,700		
131		274,500	314,100		
132		274,800	314,500		
133		274,900	314,700		
134		275,200			
135		275,500			
136		275,800			
137		275,900			
再任用職員	192,200	203,500	225,700	247,000	278,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

専門行政職俸給表

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	156,500	226,800	276,400	320,900	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	158,200	229,100	279,100	323,200	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	159,900	231,400	281,800	325,500	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	161,600	233,600	284,500	327,800	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	163,200	235,900	287,100	330,100	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	165,700	238,200	289,800	332,200	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	168,100	240,500	292,500	334,400	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	170,500	242,800	295,200	336,600	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	172,800	245,000	297,700	338,800	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	174,500	247,200	300,200	340,900	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	176,200	249,300	302,700	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	177,900	251,500	305,200	345,100	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	179,600	253,700	307,800	347,300	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	181,400	255,900	310,100	349,400	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	183,200	258,100	312,400	351,500	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	185,000	260,300	314,700	353,600	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	186,900	262,400	316,800	355,700	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	188,700	264,700	319,000	357,700	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	190,500	266,900	321,200	359,700	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	192,300	269,200	323,400	361,700	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	193,900	271,600	325,400	363,600	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	195,700	273,900	327,500	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	197,500	276,200	329,600	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	199,300	278,500	331,600	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	201,100	280,600	333,600	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	202,900	282,800	335,700	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	204,700	285,000	337,800	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	206,500	287,200	339,900	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	208,100	289,500	341,900	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	210,000	291,500	343,900	381,400	430,700	468,600	530,500	
	31	211,900	293,500	345,900	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	213,800	295,500	347,900	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	215,500	297,600	349,500	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	217,400	299,300	351,400	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	219,300	301,000	353,300	390,300	437,200	472,600	534,900	
	36	221,200	302,700	355,200	392,000	438,400	473,400	535,800	
	37	222,900	304,300	357,100	393,700	439,700	474,200	536,700	
	38	224,700	305,900	358,900	394,900	440,600	475,000	537,600	
	39	226,500	307,500	360,700	396,100	441,500	475,800	538,500	
	40	228,300	309,100	362,500	397,300	442,400	476,600	539,400	
	41	229,800	310,800	364,400	398,400	443,200	477,400	540,300	
	42	231,500	312,400	365,800	399,600	444,000	478,100		
	43	233,100	314,000	367,300	400,800	444,800	478,900		
	44	234,800	315,600	368,800	402,000	445,600	479,700		
再任 用職 員以 外の 職員	45	236,500	317,300	370,200	403,000	446,400	480,500		
	46	238,000	318,900	371,400	403,700	447,200			
	47	239,500	320,500	372,600	404,400	448,000			
	48	241,000	322,100	373,800	405,100	448,800			

49	242,600	323,400	374,800	405,900	449,400			
50	244,100	324,600	375,400	406,600	450,200			
51	245,600	325,800	376,000	407,300	451,000			
52	247,200	327,000	376,600	408,000	451,800			
53	248,500	328,100	377,200	408,800	452,400			
54	250,100	329,100	377,800	409,500	453,200			
55	251,700	330,000	378,400	410,200	454,000			
56	253,300	331,000	379,000	410,900	454,800			
57	254,700	331,900	379,600	411,600	455,400			
58	256,100	332,700	380,200	412,300	456,200			
59	257,500	333,500	380,800	413,000	457,000			
60	258,900	334,300	381,400	413,700	457,800			
61	260,100	335,200	382,000	414,300	458,400			
62	261,400	335,900	382,600	415,000				
63	262,700	336,600	383,200	415,700				
64	264,000	337,300	383,800	416,400				
65	265,300	337,800	384,400	416,900				
66	266,400	338,400	385,000	417,500				
67	267,600	339,000	385,500	418,200				
68	268,800	339,600	386,100	418,900				
69	270,100	340,000	386,700	419,400				
70	271,400	340,500	387,300	420,100				
71	272,700	341,000	387,900	420,800				
72	274,000	341,500	388,500	421,500				
73	275,200	342,000	389,100	422,000				
74	276,300	342,500	389,700	422,700				
75	277,400	343,000	390,300	423,400				
76	278,500	343,500	390,900	424,100				
77	279,700	344,000	391,500	424,600				
78	280,700	344,500	392,100					
79	281,700	345,000	392,700					
80	282,700	345,500	393,300					
81	283,500	345,900	393,900					
82	284,400		394,500					
83	285,300		395,100					
84	286,200		395,700					
85	287,200		396,300					
86	288,000		396,900					
87	288,800		397,500					
88	289,600		398,100					
89	290,400		398,700					
90	290,900							
91	291,400							
92	291,900							
93	292,300							
再任用職員	208,900	243,700	287,700	320,600	363,000	397,300	449,600	532,000

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,300円とする。

税務職俸給表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,500	213,800	252,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000	466,700	532,000
	2	153,000	215,700	254,100	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900	469,800	535,100
	3	154,500	217,600	256,100	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800	472,900	538,300
	4	156,100	219,500	258,000	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700	476,000	541,500
	5	157,700	221,500	259,900	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500	479,000	544,700
	6	159,500	223,300	261,900	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400	482,100	547,200
	7	161,300	225,100	263,900	305,200	333,400	362,500	397,800	439,200	485,200	549,700
	8	163,200	226,900	265,800	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100	488,300	552,200
	9	165,000	228,600	267,400	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800	491,300	554,700
	10	166,900	230,400	269,300	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600	494,400	556,600
	11	168,800	232,200	271,100	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400	497,500	558,400
	12	170,800	234,000	272,900	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200	500,600	560,300
	13	172,500	235,800	274,500	318,600	346,800	375,600	409,700	449,800	503,600	562,100
	14	174,300	237,500	276,400	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600	506,000	563,600
	15	176,100	239,200	278,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400	508,400	565,100
	16	177,900	240,900	280,200	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200	510,800	566,600
	17	179,700	242,600	282,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800	513,300	568,100
	18	183,800	244,300	284,200	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600	514,800	569,300
	19	187,900	246,000	286,300	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400	516,300	570,500
	20	191,900	247,700	288,400	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200	517,800	571,700
	21	195,700	249,400	290,500	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800	519,000	572,900
	22	197,500	251,000	292,500	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600	520,500	
	23	199,300	252,700	294,500	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300	522,000	
	24	201,100	254,400	296,500	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100	523,500	
	25	203,000	256,000	298,400	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700	524,800	
	26	204,700	257,400	300,400	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200	526,000	
	27	206,400	258,700	302,400	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700	527,200	
	28	208,100	260,100	304,400	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200	528,400	
	29	209,700	261,300	306,200	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600	529,600	
	30	211,100	262,600	308,100	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400	530,500	
	31	212,500	263,900	310,000	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100	531,400	
	32	213,900	265,200	311,900	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900	532,300	
	33	215,200	266,500	313,900	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500	533,100	
	34	216,400	267,800	315,800	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300	534,000	
	35	217,600	269,100	317,700	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100	534,900	
	36	218,800	270,300	319,600	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900	535,800	
	37	219,800	271,500	321,500	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500	536,700	
	38	221,000	272,900	323,300	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300	537,600	
	39	222,200	274,300	325,100	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100	538,500	
	40	223,400	275,700	326,900	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900	539,400	
	41	224,400	277,000	328,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500	540,300	
	42	225,600	278,300	330,200	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300		
	43	226,800	279,600	331,600	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100		
	44	228,000	280,900	333,100	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900		
再任 用職 員以 外の 職員	45	229,100	282,100	334,400	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500		
	46	229,900	283,200	335,800	388,100	409,500	434,800	458,200			
	47	230,700	284,300	337,200	389,900	410,700	435,600	458,900			
	48	231,500	285,400	338,600	391,700	411,900	436,400	459,600			

49	232,100	286,400	339,600	393,500	413,200	437,100	460,300			
50	232,700	287,400	340,800	394,700	414,000	437,900	461,000			
51	233,400	288,400	342,000	395,900	414,800	438,700	461,700			
52	234,100	289,400	343,200	397,000	415,600	439,500	462,400			
53	234,500	290,200	344,300	398,300	416,300	440,100	463,100			
54	235,100	291,100	345,500	399,500	417,000	440,800	463,800			
55	235,600	292,000	346,700	400,700	417,700	441,500	464,500			
56	236,200	292,900	347,900	401,900	418,300	442,200	465,200			
57	236,600	293,700	349,000	403,200	419,100	442,900	465,900			
58	237,200	294,500	350,100	404,000	419,600	443,600	466,500			
59	237,800	295,300	351,200	404,800	420,200	444,300	467,200			
60	238,400	296,100	352,300	405,600	420,800	445,000	467,900			
61	239,100	297,000	353,200	406,300	421,400	445,700	468,600			
62	239,800	297,500	354,100	407,000	422,000	446,300				
63	240,500	298,000	355,000	407,700	422,600	446,900				
64	241,100	298,500	355,900	408,400	423,200	447,500				
65	241,500	299,000	356,700	408,900	423,800	448,200				
66	242,200		357,400	409,600	424,400	448,800				
67	242,900		358,100	410,300	425,000	449,400				
68	243,600		358,800	411,000	425,600	450,000				
69	244,300		359,400	411,500	426,200	450,700				
70	244,800		360,100	412,100	426,800	451,300				
71	245,300		360,800	412,700	427,400	451,900				
72	245,800		361,500	413,300	428,000	452,500				
73	246,200		362,000	413,900	428,600	453,200				
74			362,600	414,500	429,200	453,800				
75			363,200	415,100	429,800	454,400				
76			363,800	415,700	430,400	455,000				
77			364,500	416,300	430,900	455,700				
78			365,000	416,900	431,500					
79			365,400	417,500	432,100					
80			365,900	418,000	432,700					
81			366,200	418,600	433,300					
82			366,700	419,200	433,900					
83			367,200	419,800	434,500					
84			367,700	420,400	435,100					
85			368,000	420,900	435,700					
86				421,500						
87				422,100						
88				422,700						
89				423,300						
90				423,900						
91				424,500						
92				425,100						
93				425,700						
再任用職員	204,300	230,400	283,000	309,800	324,500	348,700	384,600	417,400	460,500	532,000

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職員 の 分	職務 の 級 号 俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000	466,700	532,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900	469,800	535,100
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800	472,900	538,300
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700	476,000	541,500
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500	479,000	544,700
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400	482,100	547,200
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	439,200	485,200	549,700
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100	488,300	552,200
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800	491,300	554,700
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600	494,400	556,600
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400	497,500	558,400
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200	500,600	560,300
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	449,800	503,600	562,100
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600	506,000	563,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400	508,400	565,100
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200	510,800	566,600
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800	513,300	568,100
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600	514,800	569,300
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400	516,300	570,500
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200	517,800	571,700
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800	519,000	572,900
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600	520,500	
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300	522,000	
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100	523,500	
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700	524,800	
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200	526,000	
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700	527,200	
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200	528,400	
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600	529,600	
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400	530,500	
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100	531,400	
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900	532,300	
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500	533,100	
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300	534,000	
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100	534,900	
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900	535,800	
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500	536,700	
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300	537,600	
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100	538,500	
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900	539,400	
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500	540,300	
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300		
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100		
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900		
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500		
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,100	409,500	434,800	458,200			
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,900	410,700	435,600	458,900			
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,700	411,900	436,400	459,600			

再任職員以外の職員

49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,500	413,200	437,100	460,300
50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,700	414,000	437,900	461,000
51	246,500	262,100	284,300	333,100	395,900	414,800	438,700	461,700
52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,000	415,600	439,500	462,400
53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,300	416,300	440,100	463,100
54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,500	417,000	440,800	463,800
55	252,100	268,200	291,300	340,100	400,700	417,700	441,500	464,500
56	253,600	269,800	293,100	341,900	401,900	418,300	442,200	465,200
57	254,900	271,200	294,700	343,300	403,200	419,100	442,900	465,900
58	256,200	272,900	296,500	345,000	404,000	419,600	443,600	466,500
59	257,500	274,600	298,300	346,700	404,800	420,200	444,300	467,200
60	258,800	276,300	300,100	348,400	405,600	420,800	445,000	467,900
61	260,100	277,900	301,700	350,100	406,300	421,400	445,700	468,600
62	261,500	279,500	303,500	351,800	407,000	422,000	446,300	
63	262,900	281,100	305,300	353,500	407,700	422,600	446,900	
64	264,300	282,700	307,100	355,200	408,400	423,200	447,500	
65	265,700	284,300	308,700	356,900	408,900	423,800	448,200	
66	267,000	285,800	310,400	358,500	409,600	424,400	448,800	
67	268,400	287,300	312,100	360,100	410,300	425,000	449,400	
68	269,800	288,800	313,800	361,700	411,000	425,600	450,000	
69	271,000	290,400	315,400	363,200	411,500	426,200	450,700	
70	272,400	292,000	316,900	364,700	412,100	426,800	451,300	
71	273,800	293,600	318,400	366,100	412,700	427,400	451,900	
72	275,200	295,200	319,900	367,600	413,300	428,000	452,500	
73	276,700	296,600	321,000	369,100	413,900	428,600	453,200	
74	278,100	298,100	322,700	370,600	414,500	429,200	453,800	
75	279,500	299,600	324,400	372,100	415,100	429,800	454,400	
76	280,900	301,100	326,100	373,500	415,700	430,400	455,000	
77	282,100	302,400	327,900	374,900	416,300	430,900	455,700	
78	283,300	303,900	329,600	376,100	416,900	431,500		
79	284,500	305,400	331,200	377,300	417,500	432,100		
80	285,700	306,900	332,900	378,500	418,000	432,700		
81	287,000	308,400	334,600	379,800	418,600	433,300		
82	288,300	309,800	336,300	381,000	419,200	433,900		
83	289,600	311,200	338,000	382,200	419,800	434,500		
84	290,900	312,600	339,700	383,400	420,400	435,100		
85	292,300	313,800	341,400	384,700	420,900	435,700		
86	293,500	315,300	343,000	385,300	421,500			
87	294,700	316,800	344,600	385,900	422,100			
88	295,900	318,300	346,200	386,500	422,700			
89	297,100	319,800	347,700	387,200	423,300			
90	298,300	321,300	349,200	387,800	423,900			
91	299,500	322,800	350,700	388,400	424,500			
92	300,700	324,300	352,200	389,000	425,100			
93	301,500	325,600	353,700	389,500	425,700			
94	302,800	327,000	355,200	390,100				
95	304,100	328,400	356,700	390,700				
96	305,400	329,800	358,200	391,300				
97	306,500	331,200	359,600	391,800				
98	307,700	332,600	360,800	392,400				
99	308,900	334,000	361,900	393,000				
100	310,100	335,400	363,100	393,600				
101	311,300	336,900	364,400	394,100				
102	312,400	338,200	365,500	394,700				
103	313,500	339,500	366,700	395,300				
104	314,600	340,800	367,900	395,900				

105	315,600	342,000	369,200	396,400								
106	316,300	343,100	369,800	396,900								
107	317,000	344,200	370,400	397,400								
108	317,700	345,300	371,000	397,900								
109	318,400	346,500	371,700	398,200								
110	319,100	347,500	372,300	398,700								
111	319,800	348,500	372,900	399,200								
112	320,500	349,500	373,500	399,700								
113	321,300	350,600	374,000	400,100								
114	322,100	351,600	374,600	400,600								
115	322,900	352,600	375,200	401,100								
116	323,700	353,600	375,800	401,600								
117	324,300	354,700	376,300	402,000								
118	325,100	355,300	376,900	402,500								
119	325,900	355,900	377,500	403,000								
120	326,700	356,500	378,100	403,500								
121	327,400	357,000	378,500	403,900								
122	327,900	357,500	379,100	404,400								
123	328,400	358,000	379,700	404,900								
124	328,900	358,500	380,300	405,400								
125	329,200	359,000	380,800	405,800								
126		359,500	381,300									
127		360,000	381,800									
128		360,500	382,300									
129		361,000	382,600									
130		361,500	383,100									
131		361,900	383,600									
132		362,400	384,100									
133		362,900	384,400									
134		363,400	384,900									
135		363,900	385,300									
136		364,400	385,800									
137		364,700	386,100									
138		365,100	386,600									
139		365,600	387,100									
140		366,100	387,600									
141		366,400	387,900									
142		366,900										
143		367,400										
144		367,900										
145		368,200										
再任用職員	240,000	251,900	256,200	292,400	309,800	324,500	348,700	384,600	417,400	460,500	532,000	

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、203,100円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	151,500	213,800	252,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000	466,700	532,000
	2	153,100	215,700	254,100	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900	469,800	535,100
	3	154,700	217,600	256,100	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800	472,900	538,300
	4	156,400	219,500	258,000	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700	476,000	541,500
	5	157,900	221,500	259,900	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500	479,000	544,700
	6	159,800	223,300	261,900	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400	482,100	547,200
	7	161,700	225,100	263,900	305,200	333,400	362,500	397,800	439,200	485,200	549,700
	8	163,700	226,900	265,800	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100	488,300	552,200
	9	165,700	228,600	267,400	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800	491,300	554,700
	10	167,700	230,400	269,300	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600	494,400	556,600
	11	169,700	232,200	271,100	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400	497,500	558,400
	12	171,800	234,000	272,900	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200	500,600	560,300
	13	173,600	235,800	274,500	318,600	346,800	375,600	409,700	449,800	503,600	562,100
	14	175,600	237,500	276,400	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600	506,000	563,600
	15	177,600	239,200	278,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400	508,400	565,100
	16	179,600	240,900	280,200	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200	510,800	566,600
	17	181,500	242,600	282,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800	513,300	568,100
	18	185,100	244,300	284,200	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600	514,800	569,300
	19	188,700	246,000	286,300	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400	516,300	570,500
	20	192,200	247,700	288,400	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200	517,800	571,700
	21	195,700	249,400	290,500	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800	519,000	572,900
	22	197,500	251,000	292,500	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600	520,500	
	23	199,300	252,700	294,500	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300	522,000	
	24	201,100	254,400	296,500	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100	523,500	
	25	203,000	256,000	298,400	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700	524,800	
	26	204,700	257,600	300,400	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200	526,000	
	27	206,400	259,100	302,400	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700	527,200	
	28	208,100	260,700	304,400	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200	528,400	
	29	209,700	262,200	306,200	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600	529,600	
	30	211,100	263,700	308,100	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400	530,500	
	31	212,500	265,200	310,000	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100	531,400	
	32	213,900	266,600	311,900	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900	532,300	

再任
用員以
外の職
員

33	215,200	268,000	313,900	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500	533,100
34	216,600	269,500	315,800	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300	534,000
35	218,000	271,000	317,700	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100	534,900
36	219,400	272,400	319,600	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900	535,800
37	220,800	273,900	321,500	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500	536,700
38	222,200	275,400	323,300	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300	537,600
39	223,600	276,900	325,100	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100	538,500
40	225,000	278,400	326,900	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900	539,400
41	226,200	280,000	328,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500	540,300
42	227,400	281,400	330,300	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300	
43	228,600	282,800	332,000	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100	
44	229,800	284,200	333,700	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900	
45	231,100	285,500	335,300	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500	
46	232,200	286,900	337,000	388,100	409,500	434,800	458,200		
47	233,300	288,300	338,700	389,900	410,700	435,600	458,900		
48	234,400	289,700	340,400	391,700	411,900	436,400	459,600		
49	235,500	291,000	341,700	393,500	413,200	437,100	460,300		
50	236,400	292,300	343,300	394,700	414,000	437,900	461,000		
51	237,400	293,600	344,900	395,900	414,800	438,700	461,700		
52	238,400	294,900	346,500	397,000	415,600	439,500	462,400		
53	239,300	296,300	348,000	398,300	416,300	440,100	463,100		
54	240,400	297,700	349,600	399,500	417,000	440,800	463,800		
55	241,400	299,100	351,200	400,700	417,700	441,500	464,500		
56	242,500	300,500	352,800	401,900	418,300	442,200	465,200		
57	243,300	301,800	354,300	403,200	419,100	442,900	465,900		
58	244,400	302,900	355,600	404,000	419,600	443,600	466,500		
59	245,500	304,000	356,900	404,800	420,200	444,300	467,200		
60	246,600	305,100	358,200	405,600	420,800	445,000	467,900		
61	247,800	306,300	359,600	406,300	421,400	445,700	468,600		
62	249,000	307,400	360,700	407,000	422,000	446,300			
63	250,200	308,500	361,800	407,700	422,600	446,900			
64	251,300	309,600	362,900	408,400	423,200	447,500			
65	252,400	310,400	363,800	408,900	423,800	448,200			
66	253,600	311,400	364,800	409,600	424,400	448,800			
67	254,800	312,400	365,700	410,300	425,000	449,400			
68	256,000	313,400	366,700	411,000	425,600	450,000			
69	257,200	314,500	367,500	411,500	426,200	450,700			
70	258,400	315,300	368,200	412,100	426,800	451,300			
71	259,600	316,100	368,900	412,700	427,400	451,900			
72	260,800	316,900	369,600	413,300	428,000	452,500			

73	261,800	317,800	370,300	413,900	428,600	453,200				
74	262,800	318,300	370,900	414,500	429,200	453,800				
75	263,800	318,800	371,500	415,100	429,800	454,400				
76	264,800	319,300	372,100	415,700	430,400	455,000				
77	265,800	319,700	372,800	416,300	430,900	455,700				
78	266,700	320,100	373,400	416,900	431,500					
79	267,600	320,500	374,000	417,500	432,100					
80	268,500	320,900	374,600	418,000	432,700					
81	269,400	321,100	375,000	418,600	433,300					
82	270,300	321,500	375,500	419,200	433,900					
83	271,200	321,900	376,000	419,800	434,500					
84	272,100	322,300	376,500	420,400	435,100					
85	273,100	322,500	377,100	420,900	435,700					
86	273,500	322,900	377,600	421,500						
87	273,900	323,300	378,100	422,100						
88	274,300	323,700	378,600	422,700						
89	274,800	323,900	378,900	423,300						
90		324,200	379,400	423,900						
91		324,500	379,900	424,500						
92		324,800	380,400	425,100						
93		325,200	380,700	425,700						
94		325,500	381,200							
95		325,800	381,700							
96		326,100	382,200							
97		326,500	382,500							
98		326,800	383,000							
99		327,100	383,500							
100		327,400	384,000							
101		327,700	384,300							
再任用職員	211,300	238,600	286,000	309,800	324,500	348,700	384,600	417,400	460,500	532,000

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,900	216,200	260,300	313,100	355,700	418,500	497,000
	2	165,200	218,300	262,100	315,600	358,200	421,100	498,900
	3	167,500	220,400	263,900	318,100	360,700	423,700	500,800
	4	169,800	222,500	265,700	320,600	363,200	426,300	502,700
	5	172,200	224,500	267,300	323,100	365,600	428,800	504,600
	6	174,700	226,600	269,300	325,600	368,800	431,300	506,000
	7	177,100	228,700	271,300	328,100	372,000	433,800	507,400
	8	179,600	230,800	273,300	330,500	375,200	436,300	508,800
	9	181,800	233,000	275,200	333,000	378,200	438,700	510,000
	10	184,200	234,900	278,000	335,500	381,300	441,000	511,300
	11	186,600	236,800	280,700	338,000	384,400	443,400	512,600
	12	189,100	238,700	283,300	340,500	387,500	445,800	513,900
	13	191,600	240,600	286,000	343,000	390,500	447,800	515,300
	14	194,200	242,500	288,800	345,500	393,300	450,000	516,500
	15	196,900	244,400	291,600	348,000	396,100	452,300	517,700
	16	199,500	246,300	294,300	350,500	398,900	454,600	518,800
	17	201,900	248,200	296,900	353,000	401,800	456,900	520,100
	18	204,600	250,100	299,500	355,500	403,900	459,200	521,300
	19	207,300	252,000	302,100	358,000	406,000	461,500	522,500
	20	210,000	253,900	304,700	360,500	408,100	463,800	523,700
	21	212,600	255,600	307,200	363,000	410,000	466,100	524,800
	22	214,200	257,300	308,900	365,400	412,000	467,900	525,800
	23	215,800	259,000	310,600	367,700	414,000	469,700	526,800
	24	217,400	260,700	312,300	370,100	416,000	471,500	527,800
	25	218,900	262,500	313,900	372,600	417,800	473,400	528,800
	26	220,400	264,300	315,800	375,000	419,500	474,800	529,600
	27	221,900	266,100	317,700	377,400	421,300	476,200	530,400
	28	223,400	267,900	319,600	379,800	423,100	477,600	531,200
	29	225,000	269,600	321,300	382,000	424,400	479,000	531,900
	30	226,100	271,300	323,100	384,200	426,000	480,200	
	31	227,200	273,000	324,900	386,400	427,600	481,400	
	32	228,300	274,700	326,700	388,600	429,300	482,600	

33	229,500	276,100	328,300	390,700	430,900	483,600
34	230,400	277,800	329,900	392,500	432,200	484,700
35	231,300	279,400	331,400	394,300	433,500	485,800
36	232,200	281,000	333,000	396,100	434,800	486,900
37	233,100	282,400	334,700	398,000	436,200	487,900
38	234,000	283,800	336,300	399,500	437,200	488,800
39	234,900	285,200	337,900	401,000	438,200	489,700
40	235,800	286,600	339,500	402,500	439,200	490,600
41	236,800	288,000	341,000	403,500	440,100	491,500
42	237,700	289,300	342,500	404,800	440,900	492,200
43	238,600	290,500	344,000	406,100	441,700	492,900
44	239,500	291,700	345,500	407,500	442,500	493,600
45	240,400	293,000	347,100	409,000	443,200	494,200
46	241,300	294,400	348,500	410,400	443,900	494,900
47	242,200	295,800	349,900	411,800	444,600	495,600
48	243,100	297,200	351,300	413,200	445,300	496,300
49	243,700	298,700	352,600	414,600	446,000	496,900
50	244,400	299,800	354,100	415,500	446,700	497,600
51	245,100	300,900	355,600	416,400	447,400	498,300
52	245,800	302,000	357,100	417,300	448,100	499,000
53	246,200	303,200	358,500	417,900	448,800	499,600
54	246,900	304,300	359,900	418,500	449,500	500,300
55	247,500	305,400	361,300	419,100	450,200	501,000
56	248,200	306,500	362,700	419,700	450,900	501,700
57	248,800	307,700	363,700	420,300	451,600	502,300
58	249,500	308,800	364,900	420,900	452,300	
59	250,200	309,900	366,100	421,500	453,000	
60	250,900	311,000	367,400	422,100	453,700	
61	251,600	311,900	368,600	422,700	454,300	
62	252,300	312,700	369,200	423,300	455,000	
63	252,900	313,500	369,800	423,900	455,700	
64	253,500	314,300	370,400	424,500	456,400	
65	254,000	314,900	370,800	425,100	456,900	
66	254,500	315,600	371,300	425,700	457,600	
67	255,000	316,300	371,800	426,300	458,300	
68	255,500	317,000	372,300	426,900	459,000	
69	255,800	317,800	372,900	427,600	459,500	
70			373,400	428,200	460,200	
71			373,900	428,800	460,900	
72			374,400	429,400	461,600	

再任職
以外の
職員

73				375,000	430,100	462,100		
74				375,500	430,700			
75				376,000	431,300			
76				376,500	431,900			
77				377,100	432,600			
78				377,600	433,300			
79				378,100	434,000			
80				378,600	434,700			
81				379,200	435,200			
82				379,700	435,900			
83				380,200	436,600			
84				380,700	437,300			
85				381,300	437,800			
86				381,800	438,500			
87				382,300	439,200			
88				382,800	439,900			
89				383,400	440,400			
90				383,900				
91				384,400				
92				384,900				
93				385,400				
94				385,900				
95				386,400				
96				386,900				
97				387,500				
98				388,000				
99				388,500				
100				389,000				
101				389,600				
再任用職員		218,900	249,100	283,400	325,500	355,200	402,700	472,700

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	138,000	181,100	214,900	251,000	286,400	317,400
	2	139,000	183,300	216,600	252,900	287,900	319,300
	3	140,100	185,500	218,300	254,800	289,400	321,200
	4	141,100	187,700	220,000	256,700	290,900	323,100
	5	142,100	189,800	221,500	258,700	292,500	325,000
	6	143,400	191,700	223,200	260,700	293,900	326,800
	7	144,700	193,600	224,900	262,700	295,300	328,600
	8	146,000	195,500	226,600	264,700	296,700	330,400
	9	147,100	197,300	228,300	266,400	298,100	332,200
	10	148,600	198,900	230,100	268,300	299,400	333,900
	11	150,200	200,500	231,900	270,200	300,700	335,600
	12	151,700	202,100	233,700	272,100	302,000	337,300
	13	153,000	203,700	235,500	273,800	303,400	338,900
	14	154,500	205,300	237,300	275,400	304,500	340,600
	15	156,000	206,900	239,100	277,000	305,600	342,300
	16	157,600	208,500	240,900	278,600	306,700	344,000
	17	159,000	210,000	242,800	280,200	307,800	345,600
	18	160,700	211,400	244,900	281,700	308,900	347,300
	19	162,400	212,800	247,000	283,200	310,000	349,000
	20	164,100	214,200	249,100	284,700	311,100	350,700
	21	165,700	215,400	251,000	286,300	312,100	352,300
	22	167,600	216,800	252,900	287,800	313,200	353,900
	23	169,500	218,300	254,800	289,300	314,300	355,500
	24	171,400	219,800	256,700	290,800	315,400	357,100
	25	173,100	221,200	258,700	292,400	316,300	358,700
	26	174,900	222,600	260,700	293,800	317,200	360,300
	27	176,700	224,100	262,700	295,200	318,100	361,900
	28	178,500	225,600	264,700	296,600	319,000	363,500
	29	180,100	226,900	266,400	298,000	320,000	365,000
	30	182,200	228,500	268,300	299,300	320,900	366,400
	31	184,300	230,100	270,200	300,600	321,800	367,900
	32	186,400	231,600	272,100	301,900	322,700	369,400
	33	188,300	233,000	273,800	303,300	323,600	370,600
	34	190,200	234,500	275,400	304,400	324,500	371,800
	35	192,100	235,900	277,000	305,500	325,400	373,000
	36	194,000	237,300	278,600	306,600	326,300	374,200

37	195,800	238,600	280,200	307,700	327,200	375,600
38	197,400	239,900	281,700	308,800	328,100	376,900
39	199,000	241,300	283,200	309,900	329,000	378,200
40	200,600	242,700	284,700	311,000	329,900	379,500
41	202,000	243,800	286,300	312,000	330,700	380,600
42	203,600	245,300	287,800	313,100	331,600	381,800
43	205,200	246,800	289,300	314,200	332,500	383,000
44	206,800	248,300	290,800	315,300	333,400	384,200
45	208,300	249,600	292,400	316,200	334,300	385,400
46	209,600	251,100	293,800	317,100	335,200	386,600
47	210,900	252,500	295,200	318,000	336,100	387,800
48	212,200	254,000	296,600	318,900	337,000	389,000
49	213,600	255,500	298,000	319,800	337,600	390,100
50	214,800	257,000	299,300	320,600	338,200	391,200
51	216,000	258,500	300,600	321,400	338,800	392,300
52	217,200	260,000	301,900	322,200	339,400	393,400
53	218,500	261,300	303,300	322,800	340,100	394,600
54	219,800	262,700	304,400	323,600	340,700	395,600
55	221,100	264,100	305,500	324,400	341,300	396,600
56	222,400	265,500	306,600	325,200	341,900	397,600
57	223,500	266,700	307,700	325,800	342,300	398,600
58	224,700	268,100	308,800	326,500	342,900	399,500
59	225,900	269,500	309,900	327,200	343,500	400,500
60	227,100	270,900	311,000	327,900	344,100	401,500
61	228,300	272,200	312,000	328,500	344,500	402,300
62	229,400	273,500	313,100	329,000	345,100	403,200
63	230,400	274,800	314,200	329,500	345,700	404,100
64	231,500	276,100	315,300	330,100	346,300	405,000
65	232,300	277,500	316,200	330,500	346,700	405,700
66	233,300	278,700	317,100	331,100	347,200	406,300
67	234,300	279,900	318,000	331,700	347,700	406,900
68	235,400	281,100	318,900	332,300	348,200	407,500
69	236,500	282,100	319,800	332,700	348,800	408,200
70	237,400	283,000	320,500	333,100	349,300	
71	238,300	283,900	321,200	333,500	349,800	
72	239,200	284,800	321,900	333,900	350,300	
73	240,200	285,800	322,200	334,300	350,900	
74	240,900	286,500	322,700	334,700	351,400	
75	241,600	287,200	323,200	335,100	351,900	
76	242,300	287,900	323,800	335,500	352,400	
77	242,700	288,500	324,500	335,900	353,000	
78	243,400	289,100	325,100	336,300	353,500	
79	244,100	289,700	325,700	336,700	354,000	
80	244,800	290,300	326,300	337,100	354,500	

再任
用職
員以
外の
職員

81	245,500	291,000	326,900	337,500	355,100	
82	246,000	291,600	327,300	337,900	355,600	
83	246,500	292,200	327,700	338,300	356,100	
84	247,000	292,800	328,100	338,700	356,600	
85	247,400	293,200	328,500	339,100	357,100	
86		293,600	328,900	339,400	357,600	
87		294,000	329,300	339,800	358,100	
88		294,500	329,700	340,200	358,600	
89		294,900	330,100	340,600	359,100	
90		295,300	330,500	341,000		
91		295,700	330,900	341,400		
92		296,100	331,300	341,800		
93		296,300	331,500	342,200		
94		296,700	331,900	342,600		
95		297,100	332,300	343,000		
96		297,500	332,700	343,400		
97		297,700	332,900	343,800		
98		298,100	333,200	344,200		
99		298,500	333,600	344,600		
100		298,900	334,000	345,000		
101		299,400	334,200	345,400		
102		299,700	334,500	345,800		
103		300,000	334,800	346,200		
104		300,300	335,100	346,600		
105		300,700	335,500	347,000		
106			335,800	347,400		
107			336,100	347,800		
108			336,400	348,200		
109			336,700	348,600		
110			337,000			
111			337,300			
112			337,600			
113			337,800			
再任用職員	213,700	228,300	234,300	256,900	286,000	317,000

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職 員 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	204,600	265,400	316,200	408,000	545,100
	2	206,800	268,500	319,600	410,500	548,300
	3	209,000	271,600	323,100	413,000	551,500
	4	211,200	274,700	326,600	415,500	554,700
	5	213,300	277,800	330,200	418,100	557,800
	6	215,500	280,600	333,700	420,600	560,300
	7	217,700	283,400	337,200	423,100	562,800
	8	219,900	286,100	340,700	425,600	565,300
	9	222,200	288,900	344,300	427,900	567,800
	10	224,600	291,800	347,600	430,400	569,700
	11	227,000	294,700	350,900	432,900	571,600
	12	229,400	297,600	354,200	435,400	573,500
	13	231,700	300,200	357,500	437,200	575,300
	14	234,100	302,800	360,000	439,500	576,800
	15	236,500	305,300	362,600	441,900	578,300
	16	238,900	307,800	365,200	444,200	579,800
	17	241,100	310,200	367,900	446,600	581,300
	18	244,200	313,000	370,200	449,000	582,300
	19	247,300	315,800	372,500	451,400	583,300
	20	250,400	318,600	374,800	453,800	584,300
	21	253,500	321,200	377,000	456,300	585,400
	22	256,600	324,000	379,100	458,700	
	23	259,700	326,800	381,200	461,100	
	24	262,800	329,600	383,300	463,500	
	25	265,800	332,100	385,300	465,900	
	26	268,800	334,600	387,200	468,300	
	27	271,800	337,100	389,100	470,700	
	28	274,800	339,600	391,000	473,100	
	29	277,800	342,000	393,000	475,500	
	30	280,500	344,200	394,800	477,900	
	31	283,200	346,400	396,600	480,200	
	32	285,900	348,600	398,400	482,600	
	33	288,500	350,900	400,200	485,000	
	34	291,400	353,200	402,000	487,300	
	35	294,200	355,500	403,800	489,600	
	36	297,000	357,800	405,600	491,900	
	37	299,800	359,900	407,200	494,200	
	38	302,100	362,000	408,900	496,200	
	39	304,400	364,100	410,600	498,200	
	40	306,700	366,100	412,300	500,200	

41	308,900	368,100	413,700	502,300
42	310,100	370,000	415,300	504,200
43	311,300	371,900	416,900	506,100
44	312,500	373,800	418,500	508,000
45	313,600	375,800	419,900	510,000
46	314,800	377,600	421,500	511,900
47	316,000	379,400	423,100	513,800
48	317,200	381,200	424,700	515,700
49	318,200	383,100	426,300	517,700
50	319,300	384,900	427,600	519,500
51	320,400	386,700	428,900	521,400
52	321,500	388,500	430,200	523,300
53	322,700	389,900	431,400	525,300
54	323,800	391,400	432,500	527,000
55	324,900	392,900	433,600	528,700
56	326,000	394,500	434,700	530,400
57	327,100	395,900	435,900	532,100
58	328,200	397,300	437,000	533,400
59	329,300	398,800	438,100	534,700
60	330,300	400,300	439,100	536,000
61	331,400	401,700	440,200	537,300
62	332,500	403,200	441,300	538,300
63	333,600	404,700	442,400	539,300
64	334,700	406,200	443,500	540,300
65	335,700	407,600	444,500	541,100
66	336,800	408,800	445,500	542,000
67	337,900	410,000	446,500	542,900
68	339,000	411,200	447,500	543,800
69	340,000	412,400	448,600	544,700
70	341,100	413,400	449,600	545,600
71	342,200	414,400	450,600	546,500
72	343,300	415,400	451,600	547,400
73	344,000	416,400	452,700	548,300
74	345,000	417,300	453,700	549,200
75	346,000	418,100	454,700	550,100
76	347,000	419,000	455,700	551,000
77	348,100	419,700	456,700	551,900
78	349,100	420,300	457,400	
79	350,100	420,900	458,100	
80	351,100	421,500	458,800	
81	352,100	422,100	459,600	
82	353,100	422,700	460,300	
83	354,100	423,300	461,000	
84	355,100	423,900	461,700	
85	356,000	424,400	462,200	
86	356,700	425,000	462,900	
87	357,400	425,600	463,600	
88	358,100	426,200	464,300	

再任職員以外の職員

89	358,900	426,700	464,800		
90	359,500	427,300			
91	360,100	427,900			
92	360,700	428,500			
93	361,300	428,900			
94	361,700	429,400			
95	362,200	429,900			
96	362,700	430,400			
97	363,300	431,000			
98	363,800	431,500			
99	364,300	432,000			
100	364,800	432,500			
101	365,300	433,100			
102	365,800	433,600			
103	366,300	434,100			
104	366,800	434,600			
105	367,400	435,200			
106	367,900				
107	368,400				
108	368,900				
109	369,500				
110	370,000				
111	370,500				
112	371,000				
113	371,600				
114	372,100				
115	372,600				
116	373,100				
117	373,600				
118	374,100				
119	374,600				
120	375,100				
121	375,600				
122	376,100				
123	376,600				
124	377,100				
125	377,600				
126	378,100				
127	378,600				
128	379,100				
129	379,600				
再任用職員	286,500	298,600	321,000	407,300	545,100

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	171,100	205,800	265,400
	2	173,700	207,900	268,500
	3	176,300	210,000	271,600
	4	179,000	212,100	274,700
	5	181,700	214,000	277,800
	6	184,500	216,100	280,700
	7	187,300	218,200	283,600
	8	190,200	220,300	286,400
	9	193,100	222,500	289,100
	10	196,100	224,900	292,000
	11	199,000	227,300	294,900
	12	201,900	229,700	297,800
	13	204,600	231,900	300,200
	14	206,300	234,200	302,800
	15	208,000	236,500	305,300
	16	209,700	238,800	307,800
	17	211,400	241,200	310,400
	18	213,200	244,300	313,600
	19	215,000	247,400	316,800
	20	216,800	250,500	320,000
	21	218,700	253,500	323,000
	22	220,700	256,600	326,100
	23	222,700	259,700	329,200
	24	224,700	262,800	332,300
	25	226,500	265,800	335,500
	26	228,500	268,800	338,500
	27	230,500	271,800	341,500
	28	232,500	274,800	344,500
	29	234,300	277,800	347,400
	30	236,300	280,300	350,000
	31	238,300	282,800	352,600
	32	240,300	285,300	355,200
	33	242,300	287,700	357,800
	34	244,400	290,300	360,000
	35	246,500	292,800	362,300
	36	248,600	295,300	364,600
	37	250,600	297,600	366,900
	38	252,600	300,100	369,200
	39	254,600	302,600	371,500
	40	256,600	305,100	373,800
	41	258,400	307,500	376,100
	42	259,800	309,900	378,200
	43	261,200	312,300	380,300
	44	262,600	314,700	382,400

	45	263,900	316,900	384,400
	46	265,200	319,400	386,400
	47	266,400	321,900	388,400
	48	267,600	324,400	390,400
	49	268,700	326,900	392,200
	50	270,000	329,300	394,000
	51	271,300	331,600	395,800
	52	272,600	334,000	397,600
	53	273,800	336,300	398,800
	54	275,000	338,300	400,500
	55	276,200	340,300	402,200
	56	277,400	342,300	403,900
	57	278,500	344,300	405,400
	58	279,900	346,300	407,100
	59	281,300	348,300	408,800
	60	282,700	350,300	410,500
	61	283,900	352,200	412,000
	62	285,300	354,100	413,600
	63	286,700	356,000	415,200
	64	288,100	357,900	416,800
	65	289,300	359,900	418,500
	66	290,600	361,800	419,700
	67	291,900	363,700	421,000
	68	293,200	365,500	422,300
再任 用職 員以 外の 職員	69	294,600	367,200	423,400
	70	295,700	369,000	424,500
	71	296,800	370,800	425,600
	72	297,900	372,600	426,700
	73	299,100	374,200	427,600
	74	300,200	375,800	428,600
	75	301,300	377,400	429,600
	76	302,400	379,000	430,600
	77	303,300	380,700	431,700
	78	304,300	382,400	432,700
	79	305,300	384,100	433,700
	80	306,300	385,800	434,700
	81	307,100	387,400	435,500
	82	308,000	389,000	436,400
	83	308,900	390,600	437,300
	84	309,800	392,200	438,100
	85	310,600	393,600	439,100
	86	311,400	395,100	440,000
	87	312,200	396,600	440,900
	88	313,100	398,100	441,800
	89	314,000	399,500	442,800
	90	314,800	400,800	443,400
	91	315,600	402,100	444,000
	92	316,400	403,400	444,600
	93	317,100	404,500	445,100
	94	317,800	405,600	445,700
	95	318,500	406,700	446,300
	96	319,200	407,800	446,900
	97	319,900	408,700	447,300
	98	320,400	409,700	447,900
	99	320,900	410,700	448,500
	100	321,400	411,700	449,100

101	321,900	412,800	449,500	
102	322,400	413,800		
103	322,900	414,800		
104	323,400	415,800		
105	323,900	416,600		
106	324,400	417,400		
107	324,900	418,300		
108	325,400	419,200		
109	325,800	420,200		
110	326,300	421,100		
111	326,800	422,000		
112	327,300	422,900		
113	327,700	423,900		
114	328,200	424,500		
115	328,700	425,100		
116	329,200	425,700		
117	329,600	426,200		
118	330,000	426,800		
119	330,500	427,400		
120	331,000	428,000		
121	331,300	428,400		
122	331,800	429,000		
123	332,300	429,600		
124	332,800	430,200		
125	333,000	430,600		
126	333,500			
127	334,000			
128	334,500			
129	334,800			
130	335,300			
131	335,800			
132	336,300			
133	336,600			
134	337,100			
135	337,600			
136	338,100			
137	338,400			
138	338,800			
139	339,200			
140	339,600			
141	340,100			
再任用職員	250,700	297,900		315,800

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

研究職俸給表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300	533,700
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200	536,900
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100	540,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900	543,300
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300	546,500
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100	549,000
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900	551,500
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600	554,000
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300	556,500
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100	558,300
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900	560,200
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700	562,100
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600	563,900
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400	565,300
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200	566,700
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000	568,100
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900	569,400
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600	570,300
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400	571,200
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200	572,100
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100	573,100
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,800	
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500	
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,200	
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,000	
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,600	
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200	
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700	
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300	
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900	
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500	
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100	
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,400	
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,900	
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,400	
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900	

37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500
38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000
39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500
40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000
41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,600
42	209,400	288,400	363,100	411,000	501,900
43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,200
44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,500
45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600
46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200
47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800
48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,400
49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100
50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600
51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000
52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500
53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800
54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000
55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200
56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400
57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600
58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600
59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400
65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700
73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
74	262,600	321,400	394,600		
75	264,000	322,500	395,300		
76	265,400	323,600	396,000		
77	266,500	324,700	396,800		
78	267,800	325,700	397,400		
79	269,100	326,700	398,100		
80	270,400	327,700	398,800		

再任職
以外
の
職員

81	271,800	328,800	399,500			
82	273,100	329,600	400,200			
83	274,400	330,300	400,900			
84	275,700	331,100	401,600			
85	276,900	332,000	402,200			
86	278,200	332,600	402,900			
87	279,500	333,200	403,600			
88	280,800	333,800	404,300			
89	281,900	334,200	404,900			
90	283,100	334,800				
91	284,300	335,400				
92	285,500	336,000				
93	286,600	336,400				
94	287,600	336,900				
95	288,600	337,400				
96	289,600	337,900				
97	290,200	338,500				
98	291,100	339,000				
99	292,000	339,500				
100	292,900	340,000				
101	293,800	340,600				
102	294,500	341,100				
103	295,200	341,600				
104	295,900	342,100				
105	296,700	342,700				
106	297,200	343,200				
107	297,700	343,700				
108	298,200	344,200				
109	298,700	344,800				
110	299,100	345,300				
111	299,500	345,800				
112	299,900	346,300				
113	300,300	346,900				
114	300,700	347,400				
115	301,100	347,900				
116	301,500	348,400				
117	301,900	349,000				
118	302,300	349,500				
119	302,700	350,000				
120	303,100	350,500				
121	303,400	351,100				
再任用職員	216,300	262,000	288,000	331,400	391,600	533,700

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表

ロ 医療職俸給表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	444,800
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	447,400
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	450,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	452,600
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	455,200
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	457,800
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	460,400
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	463,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600	465,700
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000	468,200
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400	470,800
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900	473,400
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200	476,000
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400	477,500
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600	478,900
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800	480,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900	482,000
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000	483,500
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100	485,000
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200	486,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100	488,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700	489,600
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300	491,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900	492,600
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500	494,200
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800	495,700
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100	497,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400	498,700
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800	500,300
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100	501,500
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400	502,700
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600	503,900
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000	505,200
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300	506,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600	507,200
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900	508,200

再任 用職 以外 の 職員	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300	509,200
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100	
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900	
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700	
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300	
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100	
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900	
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700	
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300	
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100	
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900	
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700	
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300	
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100	
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900	
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700	
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300	
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200		
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900		
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600		
	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200		
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900		
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600		
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300		
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800		
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400		
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100		
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800		
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300		
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900			
67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600				
68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300				
69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800				
70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400				
71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000				
72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600				
73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300				
74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900				
75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500				
76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100				
77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800				
78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400				
79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000				
80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600				

81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300			
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900			
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500			
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100			
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800			
86		292,200	329,700	351,600				
87		292,500	330,000	352,000				
88		292,800	330,400	352,400				
89		293,200	330,900	352,900				
90		293,500	331,300	353,300				
91		293,800	331,700	353,700				
92		294,100	332,100	354,100				
93		294,500	332,600	354,600				
94		294,800	332,900	355,000				
95		295,100	333,300	355,400				
96		295,400	333,700	355,800				
97		295,800	333,900	356,300				
98		296,100	334,300	356,700				
99		296,400	334,700	357,100				
100		296,700	335,100	357,500				
101		297,100	335,300	358,000				
102		297,400	335,700	358,400				
103		297,700	336,100	358,800				
104		298,000	336,500	359,200				
105		298,300	336,700	359,700				
106			337,100					
107			337,500					
108			337,900					
109			338,100					
110			338,500					
111			338,900					
112			339,300					
113			339,500					
再任用職員	187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400	434,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000

41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300
42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100
44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	469,700
55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	470,500
56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	471,300
57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	472,200
58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300	
63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	
68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400	
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200	
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400		
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100		
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800		
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600		
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200		
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800		
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400		
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000		
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600		
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200		
80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800		
81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300		
82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900		
83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500		
84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100		
85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600		
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200		
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800		
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400		

再任
用職
員以
外の
職員

89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100
94	283,600	318,200	353,600	372,900	
95	284,600	319,000	354,300	373,400	
96	285,600	319,800	355,000	373,900	
97	286,500	320,500	355,500	374,500	
98	287,300	321,200	356,000	375,000	
99	288,100	321,900	356,500	375,500	
100	289,000	322,600	357,000	376,000	
101	289,800	323,100	357,600	376,600	
102	290,600	323,700	358,100	377,100	
103	291,400	324,300	358,600	377,600	
104	292,200	324,900	359,100	378,100	
105	292,900	325,300	359,700	378,700	
106	293,400	325,800	360,200	379,200	
107	293,900	326,300	360,700	379,700	
108	294,400	326,800	361,200	380,200	
109	294,900	327,300	361,700	380,800	
110	295,300	327,700	362,200	381,300	
111	295,700	328,100	362,700	381,800	
112	296,100	328,500	363,200	382,300	
113	296,500	328,900	363,700	382,900	
114	296,900	329,300	364,200		
115	297,300	329,700	364,700		
116	297,700	330,000	365,100		
117	298,000	330,300	365,500		
118	298,400	330,700	366,000		
119	298,800	331,100	366,500		
120	299,200	331,500	367,000		
121	299,500	331,700	367,400		
122	299,900	332,100	367,900		
123	300,300	332,500	368,400		
124	300,700	332,900	368,900		
125	300,900	333,100	369,300		
126	301,300	333,500			
127	301,700	333,900			
128	302,100	334,300			
129	302,300	334,600			
130	302,700	335,000			
131	303,100	335,400			
132	303,500	335,800			
133	303,700	336,100			
134	304,100	336,500			
135	304,500	336,900			
136	304,900	337,300			

137	305,100	337,600						
138	305,500	338,000						
139	305,900	338,400						
140	306,300	338,800						
141	306,500	339,100						
142	306,900	339,500						
143	307,300	339,900						
144	307,700	340,300						
145	307,900	340,600						
146	308,300	341,000						
147	308,700	341,400						
148	309,100	341,800						
149	309,300	342,100						
150	309,600	342,500						
151	309,900	342,900						
152	310,200	343,300						
153	310,600	343,600						
154	310,900							
155	311,200							
156	311,500							
157	311,900							
158	312,200							
159	312,500							
160	312,800							
161	313,200							
162	313,500							
163	313,800							
164	314,100							
165	314,500							
166	314,800							
167	315,100							
168	315,400							
169	315,800							
再任 用職 員	233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700	377,500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

福祉職俸給表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	148,600	198,700	247,100	271,400	320,600	366,200
	2	149,800	200,500	249,000	273,600	322,900	368,800
	3	151,000	202,300	250,900	275,800	325,200	371,400
	4	152,200	204,100	252,800	278,000	327,500	374,000
	5	153,200	205,800	254,400	280,200	329,800	376,300
	6	154,700	207,600	256,200	282,500	331,900	378,800
	7	156,100	209,400	258,000	284,800	334,100	381,300
	8	157,500	211,200	259,900	287,100	336,300	383,800
	9	158,800	213,100	261,400	289,200	338,600	386,400
	10	160,200	214,600	263,200	291,500	340,800	389,100
	11	161,600	216,100	265,000	293,800	343,000	391,800
	12	163,100	217,600	266,700	296,100	345,200	394,500
	13	164,600	219,200	268,300	298,200	347,200	397,100
	14	166,100	220,800	270,200	300,500	349,300	399,400
	15	167,600	222,400	272,100	302,800	351,400	401,700
	16	169,100	224,000	274,000	305,100	353,500	404,100
	17	170,700	225,600	275,800	307,300	355,500	406,400
	18	172,500	227,300	277,700	309,600	357,500	408,500
	19	174,200	229,000	279,600	311,900	359,500	410,600
	20	175,900	230,700	281,500	314,200	361,400	412,700
	21	177,500	232,100	283,200	316,400	363,500	414,800
	22	179,200	233,900	285,000	318,600	365,400	416,800
	23	180,900	235,700	286,800	320,800	367,400	418,800
	24	182,600	237,500	288,600	323,000	369,400	420,800
	25	184,200	239,100	290,500	325,200	371,500	422,900
	26	186,000	241,000	292,300	327,300	373,500	424,500
	27	187,800	242,900	294,100	329,400	375,500	426,100
	28	189,600	244,800	295,900	331,400	377,500	427,700
	29	191,400	246,400	297,600	333,500	379,500	429,400
	30	192,900	248,200	299,300	335,600	381,400	430,700
	31	194,400	249,900	301,000	337,700	383,300	432,000
	32	195,900	251,700	302,700	339,800	385,100	433,300
	33	197,400	253,400	304,400	341,700	386,900	434,600
	34	198,700	255,100	306,000	343,700	388,600	435,900
	35	200,000	256,800	307,600	345,700	390,300	437,200
	36	201,300	258,500	309,200	347,700	392,000	438,400

	37	202,700	260,100	310,900	349,400	393,700	439,700
	38	204,100	262,000	312,500	351,300	394,900	440,600
	39	205,500	263,900	314,100	353,200	396,100	441,500
	40	206,900	265,700	315,700	355,100	397,300	442,400
	41	208,100	267,400	317,300	357,000	398,400	443,200
	42	209,400	269,100	318,900	358,800	399,600	444,000
	43	210,700	270,800	320,500	360,600	400,800	444,800
	44	212,000	272,500	322,100	362,300	402,000	445,600
	45	213,100	274,200	323,400	364,200	403,000	446,400
	46	214,400	275,900	324,600	365,600	403,700	447,200
	47	215,700	277,600	325,800	367,100	404,400	448,000
	48	217,000	279,300	327,000	368,600	405,100	448,800
	49	218,100	280,900	328,100	370,100	405,900	449,400
	50	219,400	282,500	329,100	371,300	406,600	450,200
	51	220,700	284,100	330,000	372,500	407,300	451,000
	52	222,000	285,700	331,000	373,700	408,000	451,800
	53	222,900	287,400	331,900	374,700	408,800	452,400
	54	224,200	288,900	332,700	375,600	409,500	453,200
	55	225,400	290,400	333,500	376,500	410,200	454,000
	56	226,700	291,900	334,300	377,400	410,900	454,800
	57	227,700	293,500	335,200	378,400	411,600	455,400
	58	228,900	295,000	335,900	379,200	412,300	456,200
	59	230,100	296,500	336,600	380,000	413,000	457,000
	60	231,300	298,000	337,300	380,800	413,700	457,800
	61	232,500	299,300	337,800	381,700	414,300	458,400
	62	233,700	300,800	338,400	382,400	415,000	
	63	234,900	302,300	339,000	383,100	415,700	
	64	236,100	303,800	339,600	383,800	416,400	
	65	237,300	305,100	340,000	384,500	416,900	
	66	238,500	306,400	340,500	385,100	417,500	
	67	239,700	307,700	341,000	385,800	418,200	
	68	240,900	309,000	341,500	386,500	418,900	
	69	241,900	310,000	342,000	387,000	419,400	
	70	243,000	311,200	342,500	387,700	420,100	
	71	244,100	312,400	343,000	388,400	420,800	
	72	245,200	313,600	343,500	389,100	421,500	
	73	246,100	314,900	344,000	389,600	422,000	
	74	247,200	315,600	344,500	390,300	422,700	
	75	248,300	316,300	345,000	391,000	423,400	
再任職員以外の職員	76	249,400	317,000	345,500	391,700	424,100	
	77	250,400	317,800	345,900	392,200	424,600	
	78	251,400	318,500	346,400	392,900		
	79	252,400	319,200	346,900	393,600		
	80	253,400	319,900	347,400	394,300		

81	254,400	320,400	347,700	394,800
82	255,400	321,000	348,200	395,500
83	256,400	321,600	348,700	396,200
84	257,400	322,200	349,200	396,900
85	258,300	322,700	349,500	397,300
86	259,200	323,100	350,000	398,000
87	260,100	323,500	350,500	398,700
88	261,000	323,900	351,000	399,400
89	261,700	324,400	351,300	399,900
90	262,500	324,800	351,700	400,600
91	263,300	325,200	352,100	401,300
92	264,100	325,600	352,500	402,000
93	264,800	326,100	353,000	402,500
94	265,500	326,500		
95	266,100	326,900		
96	266,800	327,300		
97	267,500	327,800		
98	268,200	328,200		
99	268,900	328,600		
100	269,600	329,000		
101	270,100	329,400		
102	270,600	329,800		
103	271,100	330,100		
104	271,600	330,500		
105	271,900	330,900		
106	272,300	331,300		
107	272,700	331,700		
108	273,100	332,100		
109	273,600	332,500		
110	274,000	332,900		
111	274,400	333,300		
112	274,800	333,700		
113	275,100	334,100		
114	275,500	334,500		
115	275,900	334,900		
116	276,300	335,300		
117	276,600	335,600		
118	277,000	336,000		
119	277,400	336,400		
120	277,800	336,800		
121	278,000	337,000		
122	278,400			
123	278,800			
124	279,200			

125	279,400						
126	279,800						
127	280,200						
128	280,600						
129	280,800						
130	281,200						
131	281,600						
132	282,000						
133	282,200						
134	282,600						
135	283,000						
136	283,400						
137	283,600						
138	283,900						
139	284,200						
140	284,500						
141	284,900						
142	285,200						
143	285,500						
144	285,800						
145	286,200						
146	286,500						
147	286,800						
148	287,100						
149	287,400						
150	287,700						
151	288,000						
152	288,300						
153	288,600						
再任用職員	200,100	243,900	258,500	293,000	320,300	363,000	

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

専門スタッフ職俸給表

職 員 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	330,200	433,800	490,000
	2	332,300	438,200	495,700
	3	334,400	442,700	501,400
	4	336,500	447,200	507,000
	5	338,600	451,600	512,600
	6	340,700	455,800	517,900
	7	342,800	459,800	523,300
	8	344,900	463,500	528,200
	9	347,000	467,100	532,200
	10	349,100	470,500	535,100
	11	351,200	473,500	538,000
	12	353,300	476,300	540,700
	13	355,400	478,800	542,900
	14	357,400	481,200	545,000
	15	359,400	483,500	546,900
	16	361,400	485,300	548,700
	17	363,200	486,800	550,400
	18	365,100	488,200	552,000
	19	366,900	489,600	553,600
	20	368,700	491,000	555,200
	21	370,600	492,400	556,800
	22	372,500	493,700	
	23	374,400	495,000	
	24	376,300		
	25	378,200		
	26	380,000		
	27	381,800		
	28	383,600		
	29	385,400		
	30	387,200		
	31	389,000		
	32	390,700		
	33	392,500		
	34	394,100		
	35	395,700		
	36	397,300		
再 任 職 員 以 外 の 職 員	37	398,900		
	38	400,000		
	39	401,100		
	40	402,200		
	41	403,200		
	42	404,300		
	43	405,400		
	44	406,500		

45	407,600		
46	408,200		
47	408,800		
48	409,400		
49	410,000		
50	410,600		
51	411,200		
52	411,800		
53	412,400		
54	413,000		
55	413,600		
56	414,200		
57	414,700		
58	415,200		
59	415,700		
60	416,200		
61	416,700		
62	417,200		
63	417,600		
64	418,100		
65	418,600		
66	419,100		
67	419,600		
68	420,100		
69	420,600		
70	421,100		
71	421,600		
72	422,100		
73	422,600		
74	423,100		
75	423,600		
76	424,100		
77	424,600		
再任用職員	329,900	433,800	490,000

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	724,000
2	780,000
3	838,000
4	917,000
5	989,000
6	1,060,000
7	1,135,000
8	1,204,000

備考 この表は、事務次官、外局長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別記第 2

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	608,000
5	707,000
6	808,000

別記第 3

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

別紙第3

公務員人事管理に関する報告

国家公務員制度は、国家公務員が国民全体の奉仕者（憲法第15条第2項）として適切に行政施策を推進していくための基盤である。社会経済情勢の変化に対応して国家公務員制度を改革していくことは不断に求められており、そのための必要な提言を行うことは本院の責務である。国家公務員制度改革の当面の課題は、平成20年6月に制定された国家公務員制度改革基本法（以下「基本法」という。）に掲げられた諸改革事項について検討を進め、国家行政にとって、また、国民にとって意義のある結論を得て、実践していくことである。

以下、基本法の定める課題のうち、「第1 公務員の労働基本権問題の議論に向けて」において、労働基本権（注）の問題に関する基本的な論点を整理し、提示するとともに、「第2 基本法に定める課題についての取組」において、本院が取り組むべき課題についての検討状況を報告する。あわせて、「第3 その他の課題についての取組」において、現在、本院が取り組んでいるその他の主な課題について報告する。

（注）憲法第28条によって勤労者に保障される労働基本権は、団結権、団体交渉権及び団体行動権（争議権）からなるものとされている。

第1 公務員の労働基本権問題の議論に向けて

現在、警察職員、海上保安庁職員及び刑事施設職員を除く非現業国家公務員（注1）については、団結権及び団体交渉権（協約締結権（注2））を

除く。)は認められているが、協約締結権及び争議権は認められていない。

公務員の労働基本権の在り方については、基本法第12条に「政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする」と規定され、その後、国家公務員制度改革推進本部の下に設置された労使関係制度検討委員会（座長：今野浩一郎学習院大学教授）において同条に基づき政府が講ずべき措置に関する事項について調査審議された（平成21年12月報告書取りまとめ）。同委員会は協約締結権を付与するに当たっての制度的検討を行ったものである。現行の人事院勧告制度を含む労使関係制度のどこに問題があるのか、何を目的として労働基本権制約の見直しを行うのか、これによって行政運営におけるマネジメントの改善や行政効率の向上につながるのか、国民生活にどのような影響を及ぼすのかなどについては、更に議論を深める必要がある。

公務員の労働基本権の在り方は、現行の公務員制度の枠組みの根幹にかかわる問題であるとともに、見直し内容によっては行政サービスの水準などを通じて、直接又は間接に国民生活に大きな影響を与える可能性がある。したがって、労働基本権制約の見直しを行うに当たっては、まずその目的を明確にして見直しを行うことになるが、どのような便益があり、労務管理体制の整備等をはじめどのような費用がかかるのかなどを含め全体像を提示し、広く議論を尽くして、国民の理解の下に成案を固め、実施していくことが求められている。

そこで、以下のとおり、公務員の労働基本権問題の議論に向けて基本的な論点を整理し、提示することとした。なお、本院では、このような趣旨で既に本年6月に国会及び内閣に提出した「平成21年度年次報告書」にお

いて、主要諸外国の労使交渉等の実際及び我が国の三公社五現業の例を整理し、議論の素材として提供している。

(注1)「非現業国家公務員」とは、現在、国に勤務する一般職の公務員のうち国有林野事業の職員以外が該当する。なお、国有林野事業の職員には、団結権及び団体交渉権（協約締結権を含む。）は認められているが、争議権は認められていない。

(注2)「協約締結権」とは、労使交渉の結果、労使間で勤務条件その他に関する労働協約を締結する権利であり、団体交渉権の一部をなすものである。

1 公務における労働基本権問題の基本的枠組みと特徴

憲法は「行政権は、内閣に属する」（第65条）と定め、国会が指名した内閣総理大臣が組閣する内閣は、民意を反映しつつ国民に行政サービスを提供する責務を負っている。この任に当たる国家公務員もその専門性を活かしつつ内閣を構成する大臣等を誠実に補佐し、国民全体の奉仕者としてその事務を中立・公正に執行することが求められている。すなわち両者は協働して国民に対して責務を負う立場にある。

他方、内閣には国家公務員の使用者として勤務条件の確保を含め適切な人事管理を行う責務がある。ただし、内閣は法律及び予算による国会の統制の下、使用者としての当事者能力が一定程度制約されている。また、国家公務員も憲法第28条により労働基本権を保障される勤労者であるが、その地位の特殊性や職務の公共性などから労働基本権が制約されている。この点については、最高裁判決において、法律により主要な勤務条件が定められていることや適切な代償措置（人事院勧告等）が講じられていることなどから合憲と判断されている。

このように、内閣と国家公務員は、一方で国民に対し行政執行の責務を

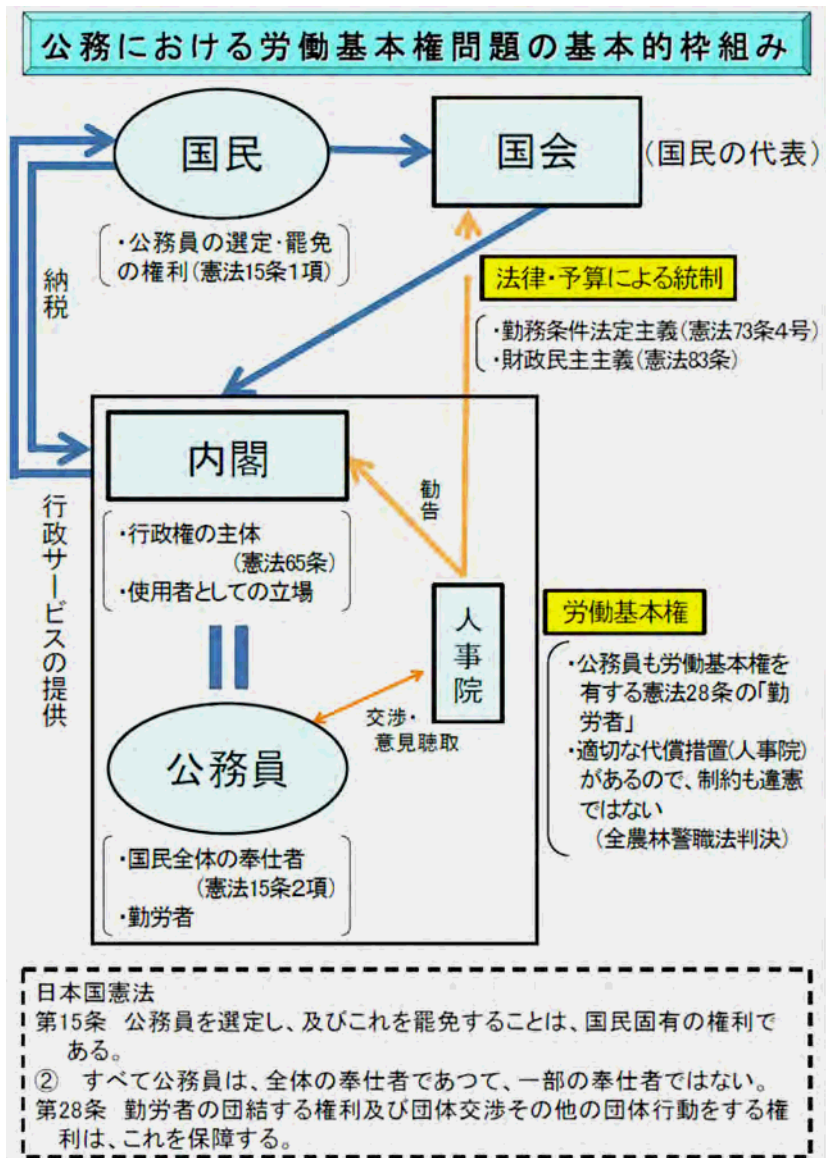
負うとともに、他方で双方とも一定の制約の下で労使関係に立つという二つの側面を有している。

民間では、企業としての業務遂行も労使関係もともに自由な契約関係にあり、賃金は利潤の分配や市場の抑制力（注1）の大枠の中で決定されている。これに対して、公務は常に国民の厳しい評価

の下にあるものの、その給与決定については利潤の分配や市場の抑制力という内在的制約が存しないという点で民間と大きく異なっている。加えて、内閣は行政サービスを国民に不断に提供することが求められている。

公務における労働基本権問題の検討はこのような公務特有の基本的枠組みを十分踏まえて行う必要がある。

なお、労働基本権を付与し身分保障を外すという意見もあるが、公務員の身分保障（注2）は、成績主義の原則の下で情実人事を排し、公務員人事の公正性を確保することが公務の民主的かつ能率的な運営に資するものとして設けられているものであり、労働基本権制約と直接の関係にはない



ものである。

(注1)「市場の抑制力」とは、民間企業では労使で労働条件を決定するに当たって、労働者の過大な要求を容れることは、企業の経営を悪化させ、企業そのものの存立を危うくさせ、ひいては労働者自身の失業を招くこともあることから、労使双方の行動に一定の抑制が働くことを意味している。

(注2) 現行の国家公務員法では、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはないと定めている（第75条第1項）。同法は、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる場合として、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、その他その官職に必要な適格性を欠く場合、官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合を定めている（第78条）。

2 自律的労使関係制度の在り方

非現業国家公務員の労働基本権制約の見直しは、まず目的を明らかにした上で行うこととなるが、自律的労使関係制度の在り方については、諸外国の例も参考にすれば労働基本権制約の程度等に応じて大きく次の4つのパターンが考えられる（各パターンにおける留意点については「3 自律的労使関係制度の在り方を議論する際の論点」に詳述）。

パターン1 協約締結権及び争議権を付与する。

基本的に民間と同じ勤務条件決定方式である。イギリスとドイツにおける協約締結権が認められている公務員には争議権まで付与されている。しかしながら、イギリスの一般職員については、各省ごとに財務省に承認された原資の範囲内で

その配分を労使交渉し、協約を締結しており、ドイツの公務被用者については、予算との調整を図るため中央で統一的に
行われる労使交渉に連邦財務大臣が同席している。

- 留意点：・ 公務員制度（給与を含む。）は法律で定められる必要があること（勤務条件法定主義：憲法第73条第4号）、また、予算は国会で決められること（財政民主主義：憲法第83条）との関係整理が必要。
- ・ 公務において利潤の分配や市場の抑制力という内在的制約が存しないことに対する工夫が必要。
 - ・ 諸外国における実例等を踏まえ、争議行為による国民生活への影響を考慮。

パターン2 協約締結権を付与し争議権は認めない。この場合は代償措置が必要である。

争議権は認めず、その代償措置として第三者機関による仲裁裁定制度を置くもので、かつての我が国の三公社五現業並びに現行の特定独立行政法人及び国有林野事業の職員に対する勤務条件決定方式と同様の方式である。仲裁裁定は民間賃金準拠を基本に出され、労使ともに法律上の遵守義務が課されている。仲裁裁定制度は国際労働機関（International Labour Organization：ILO）の見解でも争議権を認めないことの代償措置の例とされている。イギリス、ドイツ、フランス及びアメリカではこの方式は採られていない。

- 留意点：・ 公務員制度（給与を含む。）は法律で定められる必要がある

ること（勤務条件法定主義）、また、予算は国会で決められること（財政民主主義）との関係整理が必要。

- ・ 公務において利潤の分配や市場の抑制力という内在的制約が存しないことに対する工夫が必要。
- ・ かつての三公社五現業の例では、十分な当事者能力が確保されず、仲裁裁定が常態化。

パターン3 団結権及び団体交渉権（協約締結権を除く。）は認めるが、協約締結権及び争議権は認めない。その代償措置として第三者機関による勧告制度を設けるとともに、勤務条件決定の各過程における職員団体の参加の仕組みを新たに制度化する。

代償措置である第三者機関による勧告やその法案化の過程において、職員団体との交渉・協議を制度として位置付けるなど職員団体の参加を法制度的に保障・確立する方式である。これはILOの見解でも労働基本権が制約され得る公務員に対する代償措置として言及されている。イギリスの上級公務員やドイツの官吏にも勤務条件決定に当たって組合参加の仕組みがある。

- 留意点：
- ・ 労使関係の自律性を確保するための措置として具体的にどのような参加の仕組みが考えられるか。
 - ・ 協約締結権の付与までには至らない。

パターン4 職位、職務内容、職種等によって職員の範囲を区分けし、それぞれに上記1～3のパターンのいずれかを適用する。

ドイツでは官吏と公務被用者によって分けられ、官吏には公務被用者に認められている団体交渉権及び争議権が認められていない。イギリスでも、上級公務員は一般職員と異なり、労使交渉によらず給与改定が行われ、争議行為も行われた例がない。

- 留意点：・ どのように職員の具体的区分けを行うのか。どうパターンを組み合わせるのか。
- ・ そのほか、適用する上記パターン1～3にある留意点のとおり。

なお、フランスの国家公務員は、争議権を有し、労使交渉は認められているものの、協約締結権は認められておらず、給与は政府が決定し政令等で定められている。アメリカはILO第87号条約（結社の自由及び団結権の保護に関する条約）及び第98号条約（団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約）を批准しておらず、連邦公務員について、給与等が法定事項とされ、交渉、協約の対象から除外されており、争議権もない。

（注）主要諸外国の労使交渉等の実際については本院の「平成21年度年次報告書」において詳述。

3 自律的労使関係制度の在り方を議論する際の論点

前記2の各パターンを踏まえ、労働基本権制約の見直しの基本的方向を議論する際には、次のような論点を十分に詰める必要がある。

① 国会の関与（法律・予算）と当事者能力の確保

国民の代表である国会による給与を含む公務員制度に対する法律や予

算を通じた民主的統制という憲法上の要請と自律的労使関係制度との間に整合性を図ることが必要である。具体的には、

- ・ 勤務条件法定主義の下で、法律事項と協約事項をどのように整理するのか。協約にどのような法的効力を持たせるのか。
- ・ 財政民主主義に基づく予算の制約の下で、使用者側の当事者能力を確保するためにどのような措置が可能なのか。

(注) パターン2で掲げたかつての三公社五現業の例では、予算等との関係で使用者側の当事者能力が不十分であったために自律的労使関係は有効に機能せず、例年、仲裁裁定に持ち込まれた。このこともあって、かえって労使関係が不安定なものとなり、国民生活にも影響を与える結果となった。制度設計に当たってこの点に十分な工夫が必要である。

② 団体交渉権（協約締結権を含む。）、争議権を付与する職員の範囲

- ・ 協約締結権及び争議権のそれぞれをどのような範囲の職員に付与するのか（例えば、管理職と非管理職等の職位、本府省と地方機関、企画立案部門と執行部門等の職務内容、民間と共通な業務と行政に固有な業務等の職種に応じた区別などが考えられる。）。

(注) ILOの見解では、公務員の団体交渉権については「軍隊及び警察」、「直接国の行政に従事する公務員（すなわち、政府の省庁及びその他のこれに相当する機関に雇用される公務員）及びこれらの活動において補助的構成要素として働く職員」、争議権については「軍隊及び警察、国家の名の下に権限を行使する公務員、用語の厳格な意味における不可欠業務又は深刻な国家的危機状況における業務に携わる労働者」はそれぞれ制限され得るとし、その場合には代償措置が必要とされている。

③ 労使交渉事項や協約事項の範囲

- ・ 勤務条件の変更を伴う政策それ自体やその実施方法、そのための定

員配置、超過勤務命令（民間の労使関係では労働基準法第36条に基づくいわゆる^{さぶろく}三六協定が必要）等の事項を交渉事項とするのか。

- ・ 公務員の選定罷免にかかわる昇任・降任・免職・懲戒の基準等の事項を交渉事項とするのか。
- ・ 内閣、各府省、出先機関など各段階で、どのように交渉事項を分担するのか。その際、勤務条件の統一性の要請をどう考慮するのか。

④ 給与水準の決定原則や考慮要素

- ・ 安定した労使交渉のためには、給与水準の決定原則や考慮要素について労使の合意が必要となるが、現行の人事院勧告や仲裁裁定が基本としている民間賃金準拠を今後とも維持するのか。その場合、民間賃金を調査する主体や方法をどうするのか。
- ・ 労使交渉において財政事情をどう考えるのか（かつての三公社五現業における仲裁裁定では財政事情は考慮されてこなかった。）。

このほか、労働基本権制約の見直しを行う際には、次のような論点を詰めた上で準備期間についても検討する必要がある。

① 交渉当局の体制整備

- ・ 中央交渉を担当する使用者側の代表責任者、それを支える使用者機関など、必要な権限と責任を有する使用者側の体制をどう整備するのか。その際、財政当局のかかわり方をどうするか検討する必要がある。
- ・ 労務担当者の養成、人員・組織の配置など各府省・各職場において労務管理体制の相当程度の拡充が必要であるが、これらをどう整備するのか。また、適切な労使関係の構築には相当程度の経験の積み重ねが必要であるが、労使双方においてどのように蓄積するのか。

② 職員団体の代表性の確保

- ・ 現在、国家公務員の職員団体には全職員の過半数を組織する職員団体はなく、各府省単位で見れば異なる上部団体に属する職員団体が結成されているところも複数ある状況の下、いかなる職員団体が当局と交渉するのか。また、府省や機関によっては職員団体がなく、組織率が極めて低いところもあるが、そのような場合はどうするのか。
- ・ 内閣、各府省、出先機関など各段階で、連合体組織、単一体組織、支部、分会などのレベルの職員団体が当局と交渉するのか。

4 検討の進め方

労働基本権制約の見直しを行う際には、以上で述べたような基本的な議論を深めることによって早急に見直しの基本的方向を定め、さらに、制度設計に向けて各論点を十分に詰める必要がある。その上で、基本法第12条に定める「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像」を国民に提示し、その理解を得て具体案を固め、広く議論を尽くして結論を得る必要がある。また、具体的な制度設計に当たっては、使用者側の体制整備が不可欠であるとともに、その下で公務の労使交渉が現実に機能するかどうかの十分な検証も重要である。このため、導入までの十分な準備期間、試行、段階実施といった工夫も求められる。

労働基本権制約が大きく見直される場合には、人事行政の公正の確保とともに労働基本権制約の代償機能を担う本院の組織や機能も見直されることとなる。いずれにしても、国家公務員は法律・予算の執行や大臣等に対する補佐を専門性に基づいて中立・公正に行うことが求められており、これを担保すべく国家公務員の人事は情実を排して公正性を確保し能力本位

で行われなければならない。このため、労働基本権制約の見直しに際しては、国家公務員の成績主義を維持し、人事行政の公正の確保のための機能が引き続き制度的に確保されるよう、組織体制の在り方も含めて十分な検討が必要である。

第2 基本法に定める課題についての取組

本院は、基本法の定める課題のうち本院が取り組むべき次のような課題について検討を進めてきている。

1 採用試験の基本的な見直し

採用試験は、すべての受験者に対して公正かつ公平に制度設計され、実施されることが求められることから、中立第三者機関・専門機関である本院が、政府の採用方針を踏まえて企画立案し、実施してきている。

社会経済情勢が大きく変化し、行政課題が複雑・高度化するとともに、少子化の進展、公務及び公務員に対する批判の影響など、公務の人材確保について極めて厳しい状況が続いている中にあることは、新たな人材供給源を開拓しつつ、引き続き行政サービスの基盤を支える優秀かつ多様な人材を確保する必要がある。そのためには、各府省と連携した積極的な人材確保活動を推進するとともに、法科大学院や公共政策大学院などの設置やその後の定着の状況、理系大学院修了者の就業状況等を踏まえつつ、基本法で課題とされている採用試験の基本的な見直しを行うことが喫緊に求められている。

本院は、平成20年6月から「採用試験の在り方を考える専門家会合」（座長：高橋滋一橋大学教授）を開催して検討を行い、昨年3月に出された報告書を踏まえ、各府省や大学関係者などの関係各方面の意見を聴取し

ながら、採用試験の見直しについて検討を進めてきた。

新たな採用試験は、能力・実績に基づく人事管理への転換の契機となることや、新たな人材供給源に対応し、多様な人材の確保に資する試験体系とすることなどを目指すものである。

主な内容は、

- 現行のⅠ種試験、Ⅱ種試験及びⅢ種試験を廃止し、総合職試験及び一般職試験に再編
- 総合職試験に院卒者試験を創設
- 専門職試験及び経験者採用試験を創設

であり、本年6月には、各試験の種類、試験区分、受験資格、試験種目等の能力実証方法などについて、意見公募手続（パブリックコメント）を行った。その結果を踏まえた新たな試験制度の全体像は別添参考資料6のとおりであり、今後は、各方面との調整を行いつつ、平成24年度からの新たな採用試験の実施に向け、受験者に対する周知を徹底するとともに、所要の準備を進めていきたい。

2 時代の要請に応じた公務員の育成

時代の要請に応じた質の高い行政を提供するためには、長期的視点に立って各役職段階において求められる資質・能力を伸ばすことができるよう計画的に職員を育成することが重要である。本年度は、本院の実施する行政研修のうち、課長補佐級について、日程を短縮し、政策の企画・調整に当たるおおむね全員に受講させることとした上で、過去の行政事例を多角的に検証する科目などを通じて自らの在るべき姿を振り返り、深く考察させるカリキュラムとした。これを含め採用時から各役職段階において必要

な研修の体系化と研修内容の充実を図る。さらに、国民全体の奉仕者としての使命感を持ち、府省の枠組みを超えて、社会の変化に対応した行政運営をリードできる若手職員を養成する新たな研修の実施についても検討している。また、今後、更に国際社会で積極的な貢献をしていくためには、特に高度の専門的能力及び知識を有する者を確保することが必要であることから、従来、修士号を取得させることとしてきた長期在外研究員制度において、加えて博士号を取得させるための方策について具体化を進めることとする。

3 官民人事交流等の推進

民間部門や他の公的な部門との人的な交流の推進は、人材の育成や専門性の高い人材の活用、組織の活性化やセクショナリズムの弊害の是正の観点から、極めて有意義である。

このうち官民人事交流制度について、本院では、現在、本年6月に閣議決定された退職管理基本方針を踏まえ、公務の公正性を確保しつつ、官民人事交流の一層の推進が図られるよう、指定職俸給表の適用を受ける職員のうち、本省庁の部長・審議官等について交流基準の見直しの検討を進めており、外部からの意見聴取手続を経て、近日中に人事院規則を改正する予定である。今後、内閣と連携しながら、民間企業に対する本制度のPR等に努めつつ、若手・中堅層をはじめとする交流拡大に努力していきたい。

また、退職管理基本方針では、公益法人や特定非営利活動法人（NPO法人）等の業務のうち、行政運営にとって不可欠な業務を提供しているなど高い公共性が認められるものについて、その業務支援等のために職員をこれらの法人に派遣することは意義があるとして、当該法人の業務を関係

府省の職員が支援することを当該法人から求められた場合には、当該法人の業務を行うにふさわしい専門的な知識・経験を有する職員を派遣できるよう、本院に検討の要請がなされている。職員の派遣については、国家公務員を公益法人等に派遣することについての意義や妥当性を整理し、高い公共性が認められる法人の認定等の選定を内閣において行うこととされており、本院としてもこれらを踏まえ、当面、一定の条件の下で、現行法の範囲内で職員を派遣することができる仕組みについて、検討を行っていききたい。

4 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針の見直し等

国の行政への女性の参画は、男女共同参画社会実現のために政府全体として積極的に取り組むべき重要な課題である。このため、本院策定の「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」に基づき、各府省は平成22年度までの目標を設定した「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定して取組を進めている。

このうち採用については、各府省と協力して行った人材確保活動の強化や各府省の積極的な取組によって、昨年度に政府目標（I種試験事務系区分の女性採用割合を平成22年度頃までに政府全体として30%程度）に到達したものの、本年度の状況は前年度に比べて減少しており、引き続き積極的な取組が必要である。また、管理職等への登用については、女性職員の割合が依然として低い水準にあるため、各府省は、要因分析を行い、その結果を踏まえて女性の登用に努めていく必要がある。

本院としては、職員の意識調査、各府省に対するヒアリング、有識者の意見聴取などを踏まえ、平成22年末までに「女性国家公務員の採用・登用

の拡大に関する指針」を見直すなど、女性職員の採用・登用の拡大に向けてより実効性のある取組を強化していくこととする。

第3 その他の課題についての取組

このほか、本院は次のような公務員人事管理の改善にも積極的に取り組んできている。

1 非常勤職員制度の改善

非常勤職員制度については、適切な処遇が図られるよう、順次見直しを行ってきている。

(1) 日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直し

昨年の勧告時の報告において論及した日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直しについては、政府の関係部局と連携して検討を進めた結果、現行の関係諸制度の下で採り得る措置として、日々任用が更新されるという現行の日々雇用の仕組みを廃止し、非常勤職員として会計年度内の期間、臨時的に置かれる官職に就けるために任用される次のような期間業務職員の制度を設けることとし、本年10月1日から実施できるよう、所要の制度改正を行った。

- 期間業務職員の任期は、採用の日から当該採用の日の属する会計年度の末日までの期間を超えない範囲内で定める。
- 任命権者は、業務遂行上、必要かつ十分な任期を定める。この場合において、必要以上に短い任期を定めることにより採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。
- 期間業務職員の採用は原則として公募による。ただし、任命権者は、採用しようとする期間業務職員の官職に係る能力が、期間業務職員と

しての勤務実績により実証できると明らかに認められる場合には、例外的に公募を行わないでその期間業務職員を当該官職に採用することができる。

- 期間業務職員について、1月を超える任期を定めた採用は、その採用の日から起算して1月間条件付のものとし、その間の勤務成績が良好であると認められるときに正式のものとなる。

(2) 非常勤職員の育児休業等

仕事と育児の両立を図り得るような勤務環境を整備する観点から、非常勤職員について育児休業等を行うことができるよう措置することが適当と認め、本日、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を国会及び内閣に対して行った。

あわせて、介護を行う非常勤職員の両立支援を推進するため、介護のための休暇の制度の導入についても措置することとする。

2 超過勤務の縮減

恒常的な長時間の超過勤務は、職員の健康保持、労働意欲や活力の維持、有為の人材の確保等に影響を及ぼすものであり、行政組織の機能や活力にもかかわるものであることから、本院は、従来からその縮減の必要性を強く指摘してきたが、現在もこのような超過勤務が広く行われている実態がある。特に、本府省においては、正規の勤務時間終了後、職員が超過勤務命令を受けずに相当時間にわたって在庁している実態が見受けられるため、府省ごとに在庁状況の把握及び必要な指導などの具体的な取組を政府全体として進めている。本院としても、各府省や職員のニーズを踏まえつつ、

超過勤務の縮減に資するような勤務時間制度等についての研究を進めるとともに、各府省における超過勤務縮減の取組が徹底されるよう支援、協力を行うこととする。

超過勤務縮減の取組を実効あるものにするためには、各大臣が職員の勤務状況を的確に把握することはもとより、その強力なリーダーシップの下で業務の徹底した見直し・合理化を図るとともに、政務三役や幹部職員は、原則として勤務時間外や休日に会議等を行わないこと、早期退庁に努めることなど自ら率先して取り組むことが求められる。また、国会関係業務など行政部内を超えた取組が必要なものについては、関係各方面の理解と協力を得ながら、改善を進めていくことが重要である。

超過勤務手当については、公務員人件費を取り巻く厳しい状況を踏まえつつ、必要に応じた予算が確保される必要がある。

3 適切な健康管理及び円滑な職場復帰の促進

全職員に占める心の健康の問題による長期病休者（1月以上）の割合が平成8年度から平成18年度にかけて0.21%から1.28%と約6倍に増加していることから、これまで進めてきた心の健康づくりに関する研修の実施や相談体制の充実など予防や早期発見・早期対応の方策と合わせ、長期病休者の円滑な職場復帰や再発の防止を促進することが必要である。

このため、本院としても専門家による検討を行った結果、本年7月、心の健康の問題に係る「円滑な職場復帰及び再発防止のための受入方針」を改定するとともに、職場復帰前に、元の職場などに一定期間継続して試験的に出勤する仕組みを新たな方策として提示しており、こうした円滑な職場復帰・再発防止策の着実な実施を推進していく。

また、病気療養に対しては、病気休暇を取得する場合と長期にわたる療養のため休職とする場合がある。長期病休者が増加している状況に照らし、これまで各府省の取扱いに差異がみられた1回の病気休暇の上限期間を設定するなど病気休暇制度の見直しを行うとともに、長期にわたり療養が必要な職員に対しては、療養に専念できるよう休職させるものとする。

病気療養期間においては、当該職員の病状の把握に努めるなど各制度の趣旨にのっとり適正に運用する必要がある。